

宿毛市
公共施設等総合管理計画
【令和5年度版】

2024年3月

高知県宿毛市

目次

第1章 計画概要	1
1. 公共施設等総合管理計画改訂の趣旨.....	1
2. 本計画の位置づけ.....	2
3. 計画対象期間.....	3
4. 計画対象施設.....	3
2章 本市の現状	5
1. 総人口及び年代別人口の今後の見通し.....	5
2. 財政の状況.....	8
3. 人口推移を踏まえた財政状況に関する考察.....	13
4. 公共施設等の現状.....	14
5. 公共施設等の改修・更新等に係る中長期的な経費の見込み.....	18
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針	22
1. 現状や課題に関する認識.....	22
2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.....	23
3. 公共施設等の管理に関する実施方針.....	24
4. 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針.....	27
5. フォローアップの方針.....	28
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	29
1. 公共建築物.....	29
2. インフラ資産.....	56
第5章 計画の推進に向けて	58
用語の解説	59

第1章 計画概要

1. 公共施設等総合管理計画改訂の趣旨

全国の市町村では、昭和30年代半ばからの高度経済成長期とその後の約10年間に、人口の増加と住民ニーズに対応して、学校などの教育施設、公営住宅、公民館や図書館などの公共施設、並びに道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産といった多くの公共施設等を整備してきました。

現在、これらの公共施設やインフラが一斉に改修・更新時期を迎えており、将来的に、多額の費用が必要になると見込まれます。

宿毛市においても、この間、各公共施設の耐震改修などを進めていますが、限られた財源を有効活用する観点から、優先順位を設定して実施しており、いくつかの公共施設では、迅速な改修・更新を必要としている施設があります。

市民サービスの向上のためには速やかな改修・更新等が望まれるところですが、わが国が総人口減少時代を迎え、長期的に安定した財政投資を行うことが難しくなるとともに、民間の施設など、公共施設を補完する施設が整備される今日、住民が真に必要とする施設を効率良く長期的に更新・運営していく視点が重要です。

このため、「宿毛市公共施設等総合管理計画（令和5年度版）」（以下「本計画」という。）は、以上のような背景を踏まえ、平成29（2017）年3月に策定した総合管理計画初版に時点補正を加えるとともに、各個別施設計画を反映し、公共施設等の長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適配置の実現を目指すなど、引き続き公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものです。

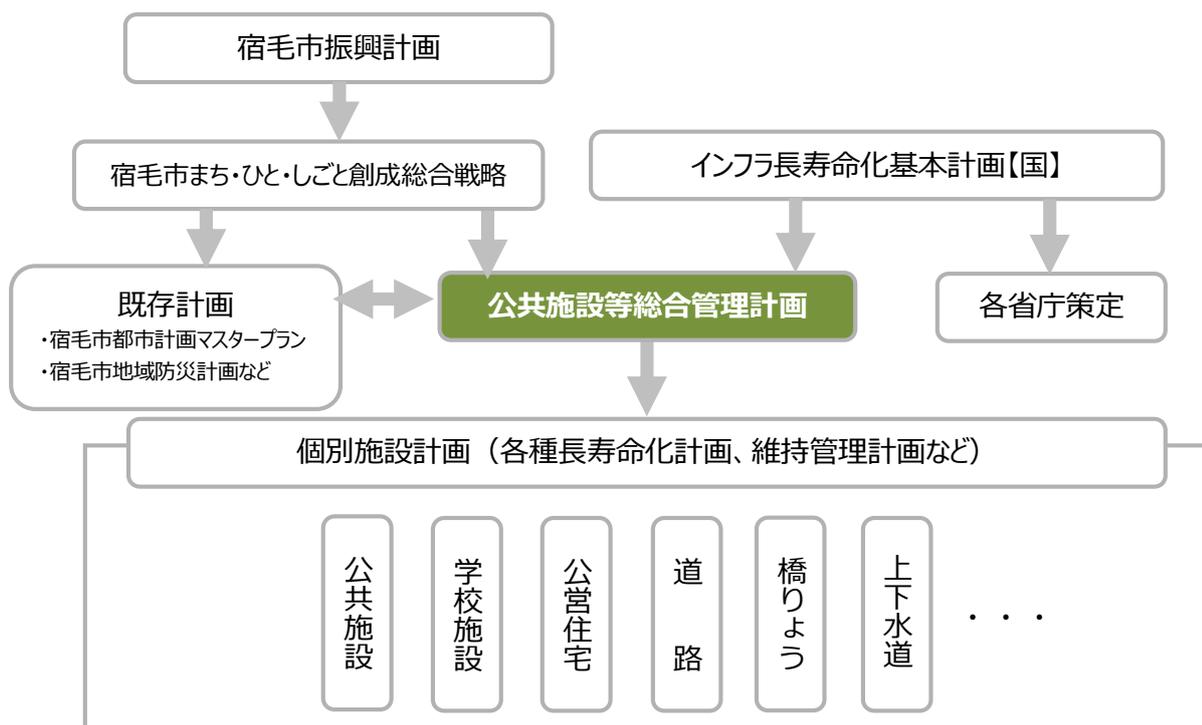
なお、本計画は、単に投資を抑制するための計画ではなく、厳しい財政状況の中、必要な投資を確実に実施するための対応方針を定める計画です。したがって、単に削減方針だけを掲げるのではなく、何が必要な投資なのかという観点も含めて検討した上で、その必要な投資の財源確保のため、重点化や優先順位付けを行っていくことが重要です。

本計画に掲げる基本方針等を通じて、市民や利用者の皆様に安全・安心で質の高い施設サービスを提供するとともに、持続可能な財政運営を目指していきます。

2. 本計画の位置づけ

公共施設やインフラ資産は、個々の管理だけではなく、公共施設等全体を捉えて戦略的に管理していくことが必要です。そのため、本市の最上位計画である「宿毛市振興計画」をはじめ、その他の市の関連計画との整合を図るとともに、本計画の下位計画と位置付けられる個別施設計画の反映し、分野横断的な施設面における基本的な取り組みの方向性を示すものです。

図表 1.2.1 本計画の位置づけ



※公共施設：学校施設、公営住宅を除いた公共建築物

3. 計画対象期間

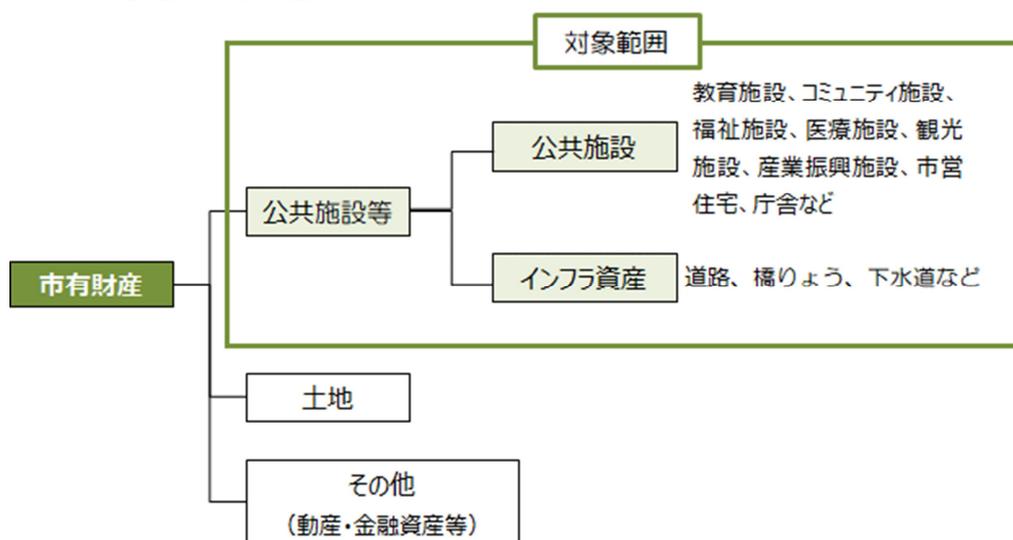
本計画の対象期間は、総合管理計画初版と同様に平成 29（2017）年度から令和 18（2036）年度までの 20 年間で計画対象期間としています。

なお、将来の施設更新費用の推計は、計画策定時（平成 28 年度）の 40 年後である令和 37 年度（2055 年度）まで行い、長期的な見込みを展望します。

4. 計画対象施設

本計画の対象施設は、庁舎など本市の公共建築物及び道路、橋りょう、上水道、下水道、漁港、トンネルなどのインフラ資産とします。

図表 1.4.1 本計画の対象範囲



施設用途区分	主な施設
① 学校教育系施設	宿毛小中学校ほか、中学校 7 施設、小学校 8 施設、その他 6 施設など全 21 施設です。
② 公営住宅	小筑紫北団地、片島東団地、与市明団地など全 30 施設です。
③ 市民文化系施設	宿毛文教センター、正和隣保館、貝礎隣保館、手代岡隣保館など全 12 施設です。
④ 社会教育系施設	
⑤ スポーツ・レクリエーション系施設	国民宿舎、観光センター、すくも 8 4 マリンターミナルなど全 5 施設です。
⑥ 産業系施設	東部農村環境改善センター、小筑紫基幹集落センター、正和大型共同作業場、貝礎大型共同作業場、手代岡大型共同作業場など全 16 施設です。

施設用途区分	主な施設
⑦ 子育て支援施設	きぼうが丘保育園を始め、保育園 11 施設、正和児童館など児童館 3 施設、その他地域子育て支援センター、放課後児童クラブなど全 18 施設です。
⑧ 保健・福祉施設	栄喜老人憩の家、沖の島へき地保健衛生相談所、中央ダイケアセンターなど、全 13 施設です。
⑨ 行政系施設	本庁舎、宿毛市交流複合施設さくら、東部支所など全 45 施設です。
⑩ 公園	宿毛市総合運動公園、三浦街区公園、駅前 2 号公園、など全 16 施設です。
⑪ 供給処理施設	塵芥焼却場、環境管理センターの全 2 施設です。
⑫ その他（職員住宅、斎場等）	沖の島保育園保母住宅、母島職員住宅、寺山公衆便所など全 45 施設です。

2章 本市の現状

1. 総人口及び年代別人口の今後の見通し

(1) 人口の推移

本市の総人口は、国勢調査によると平成2（1990）年の25,828人から平成12（2000）年まで増加傾向でしたが、その後減少に転じ、令和2（2020）年では、19,033人となっています。

また、少子高齢化が確実に進展しており、平成2（1990）年から令和2（2020）年にかけて、0～14歳（年少人口）の割合は19.4%から10.7%に、15～64歳（生産年齢人口）の割合は63.7%から49.6%に減少し、65歳以上（老年人口）の割合は16.9%から39.7%に増加しています。

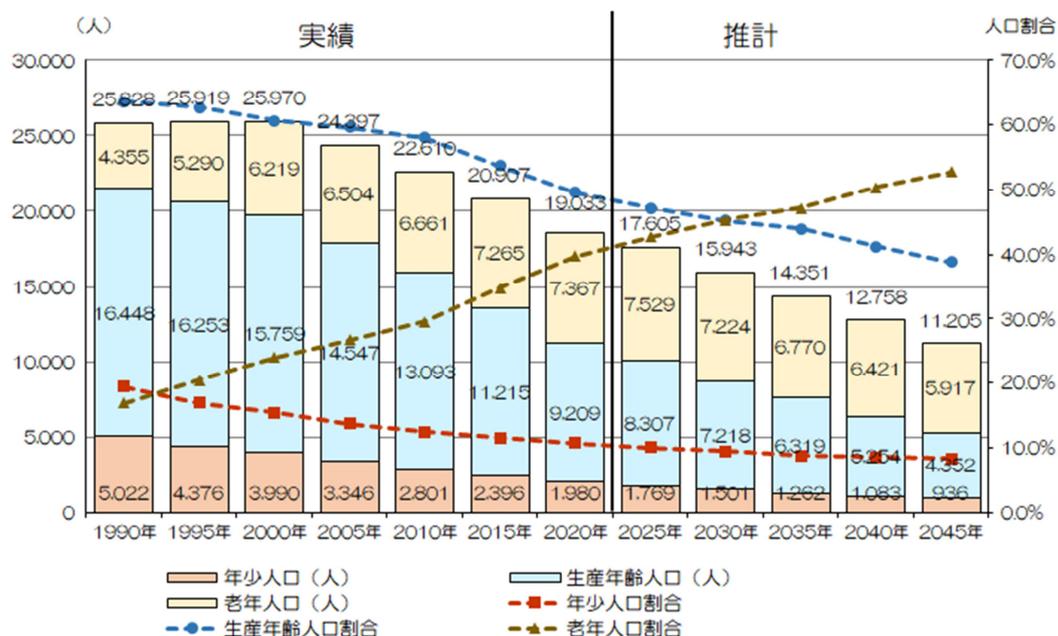
令和2（2020）年以降の将来推計値においてもその傾向は顕著であり、人口減少問題に対し、効果的な施策を展開していかなければならないことは明らかです。

図表 2.1.1 人口の推移

宿毛市 39208 区分	実績							推計				
	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年	R7年	R12年	R17年	R22年	R27年
	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
総人口（人）	25,828	25,919	25,970	24,397	22,610	20,907	19,033	17,605	15,943	14,351	12,758	11,205
年少人口（人）	5,022	4,376	3,990	3,346	2,801	2,396	1,980	1,769	1,501	1,262	1,083	936
生産年齢人口（人）	16,448	16,253	15,759	14,547	13,093	11,215	9,209	8,307	7,218	6,319	5,254	4,352
老年人口（人）	4,355	5,290	6,219	6,504	6,661	7,265	7,367	7,529	7,224	6,770	6,421	5,917
年少人口割合	19.4%	16.9%	15.4%	13.7%	12.4%	11.5%	10.7%	10.0%	9.4%	8.8%	8.5%	8.4%
生産年齢人口割合	63.7%	62.7%	60.7%	59.6%	58.0%	53.7%	49.6%	47.2%	45.3%	44.0%	41.2%	38.8%
老年人口割合	16.9%	20.4%	23.9%	26.7%	29.5%	34.8%	39.7%	42.8%	45.3%	47.2%	50.3%	52.8%
年齢3区分別人口計	25,825	25,919	25,968	24,397	22,555	20,876	18,556	17,605	15,943	14,351	12,758	11,205
総人口との差分(年齢不明)	3	0	2	0	55	31	477	0	0	0	0	0

年齢3区分別人口割合は年齢不明を除いた人口総数を「100」としている。

※将来推計：「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）より
ただし令和2（2020）年は、国勢調査の実績とした。



(2) 人口の将来展望

本市の人口ビジョン（平成 27 年 10 月）によると、本市の現状や課題、また国の長期ビジョンを踏まえ、本市がこれから人口問題に対応していくためには、出生率の向上による自然動態の改善と、移住・定住人口の増加による社会動態の改善により人口減少の歯止めをかける必要があります。

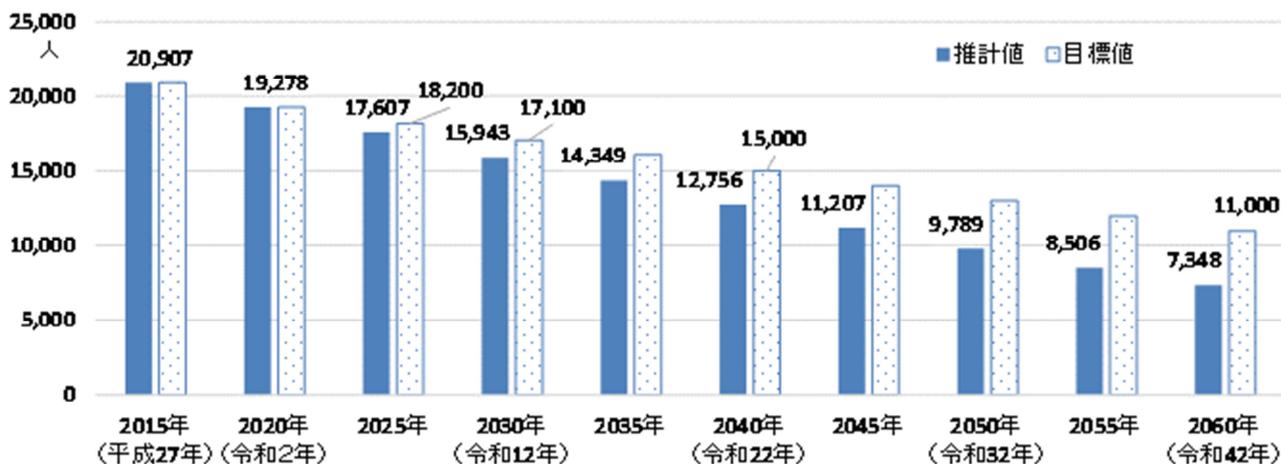
ただし、人口減少に歯止めをかけ、人口が安定するまでには長い期間を要します。それでも、対策を早期に講ずることで、将来人口に与える影響は大きくなります。自然動態の改善と社会減対策を同時に取り組み、人口構造を持続可能で安定した状態に戻していくために、本市では目指すべき将来の方向性として以下の 3つを掲げます。

- ①若い世代の就労と、結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現する
- ②高知市や県外への人口流出に歯止めをかける
- ③人口減少・超高齢社会などに対応するために地域課題の解決

以上の目指すべき将来の方向性を踏まえ、本市が目指す将来人口は次のように定めます。

- 将来人口 令和 22（2040）年 15,000 人
- 令和 42（2060）年 11,000 人維持

図表 2.1.2 本市の将来人口の展望と社人研推計の比較

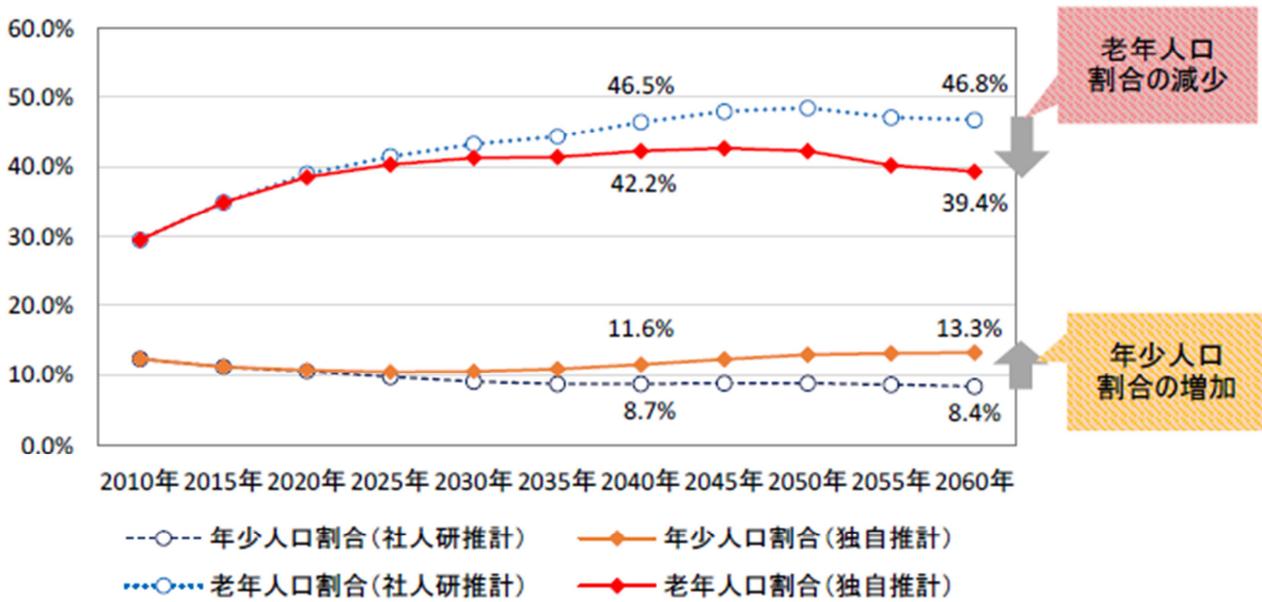


※出典：宿毛市振興計画（令和 3 年 3 月）

(3) 人口ビジョンに基づく年齢 3 区分別人口の推移と将来の見通し

社人研推計では、高齢化率（老年人口割合）が 2060 年に 46.8%まで上昇するとされていますが、自然減対策と社会減対策を講ずることによって 39.4%まで改善されると見込まれており、年少人口割合においても、同様に改善がみられ、バランスの取れた人口構造に近づくことが分かります。

図表 2.1.3 年少人口割合と老年人口割合の比較



※出典：宿毛市人口ビジョン（平成 27 年 10月）

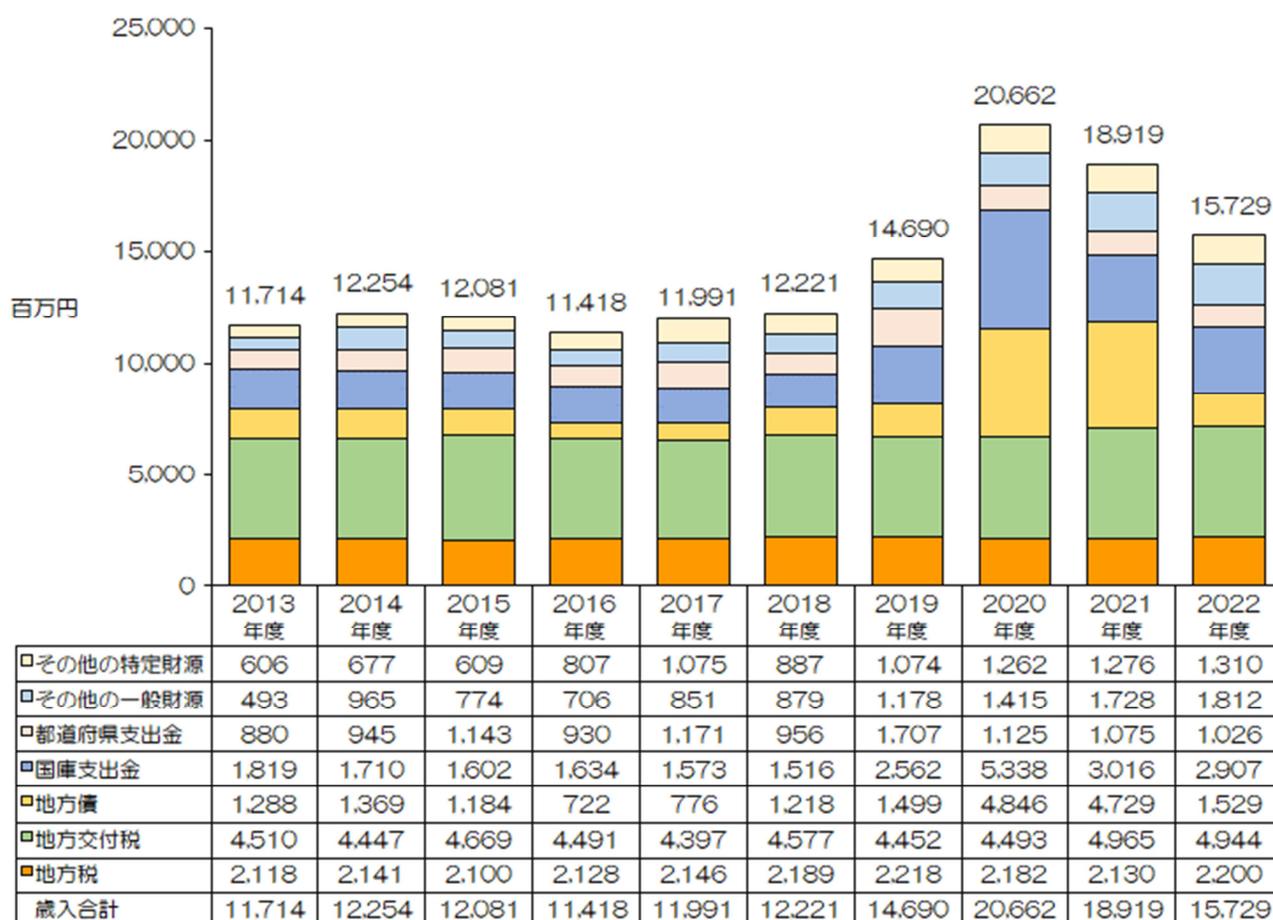
2. 財政の状況

(1) 歳入

普通会計の歳入総額は、平成 25（2013）年度が約 117 億円で、それ以降概ね 110～120 億円前後で推移してきましたが、令和 2（2020）年度決算では約 207 億円と前年度に比べて約 60 億円もの増加となっており、令和 2（2020）年度～令和 4 年度（2022）年度にかけて歳入増が続いています。これは地方創生臨時交付金を始めとした国庫支出金の大幅な増加があったことが主因となっています。

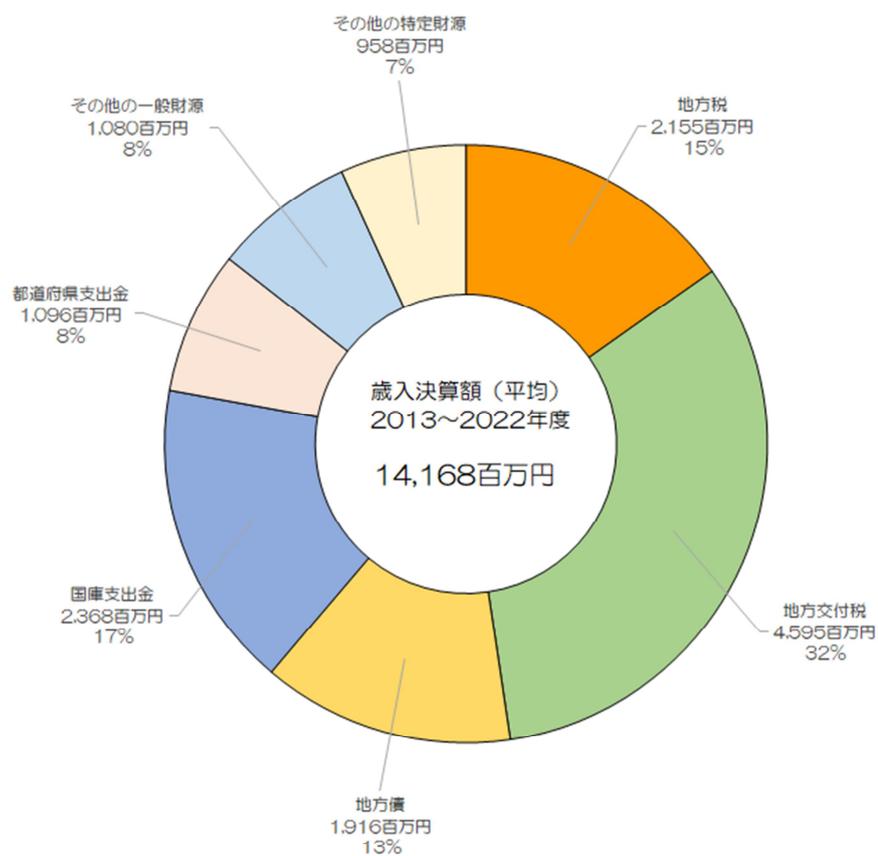
自主財源の根幹である地方税については、約 21～22 億円前後で推移していますが、今後、生産年齢人口の減少などにより地方税の減少が想定されます。また、地方交付税についても、人口減少などにより恩恵の縮減により現在より減少することが見込まれます。

図表 2.2.1 普通会計の歳入決算額（平成 25 年度～令和 4 年度）



歳入に係る平成 25（2013）年度から令和 4（2022）年度までの平均値は、総額が約 141.7 億円で、地方税が約 21.5 億円（15%）、地方交付税が約 46.0 億円（32%）となっています。

図表 2.2.2 普通会計の歳入平均額（平成 25 年度～令和 4 年度）



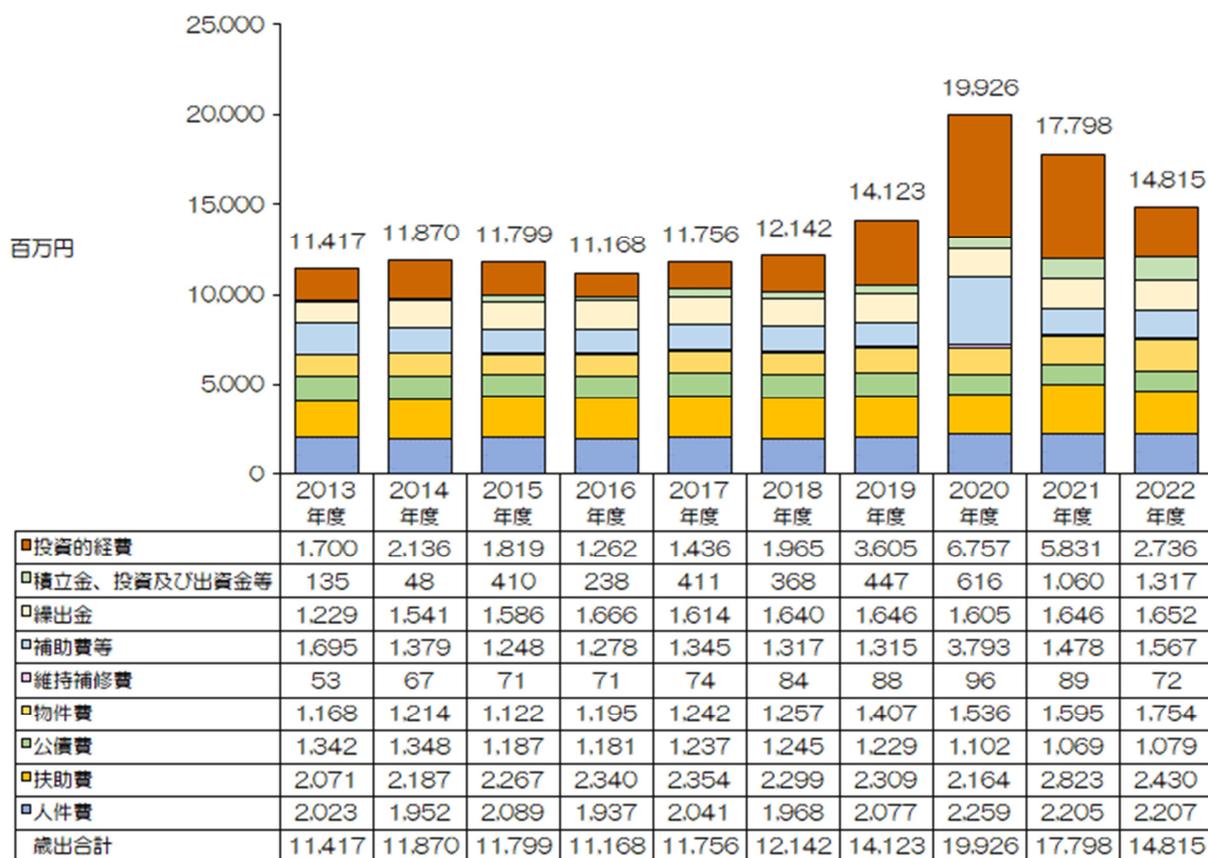
(2) 歳出

普通会計の歳出総額は、平成 25（2013）年度が約 114 億円で、それ以降概ね 120 億円前後で推移してきましたが、令和 2（2020）年度決算では約 199 億円と前年度に比べて約 58 億円もの増加となっています。これは新型コロナウイルス感染症に関連した予防経費や、住民生活、地域経済への支援対策経費等の増大等によるものです。

一方、義務的経費（人件費、扶助費、公債費の合計）については、公債費は減少傾向にあるものの、扶助費は増加傾向にあります。扶助費は、今後とも高齢化の進行に伴い、さらに増加していくものと考えられます。

投資的経費（公共施設の新設・改修等整備に要する経費）については、令和元年（2019）年度から一時的に増加していますが、これには、庁舎や保育園、津波避難タワーなどの大規模な建設プロジェクトが含まれています。その他の年度については各年の整備状況に応じて約 12～20 億円の範囲で推移しています。

図表 2.2.3 普通会計の歳出決算額（平成 25 年度～令和 4 年度）



※義務的経費：任意に削減できない極めて硬直性が強い経費（人件費、公債費、扶助費）

※公債費：市の借入金に係る元利償還費に係る経費

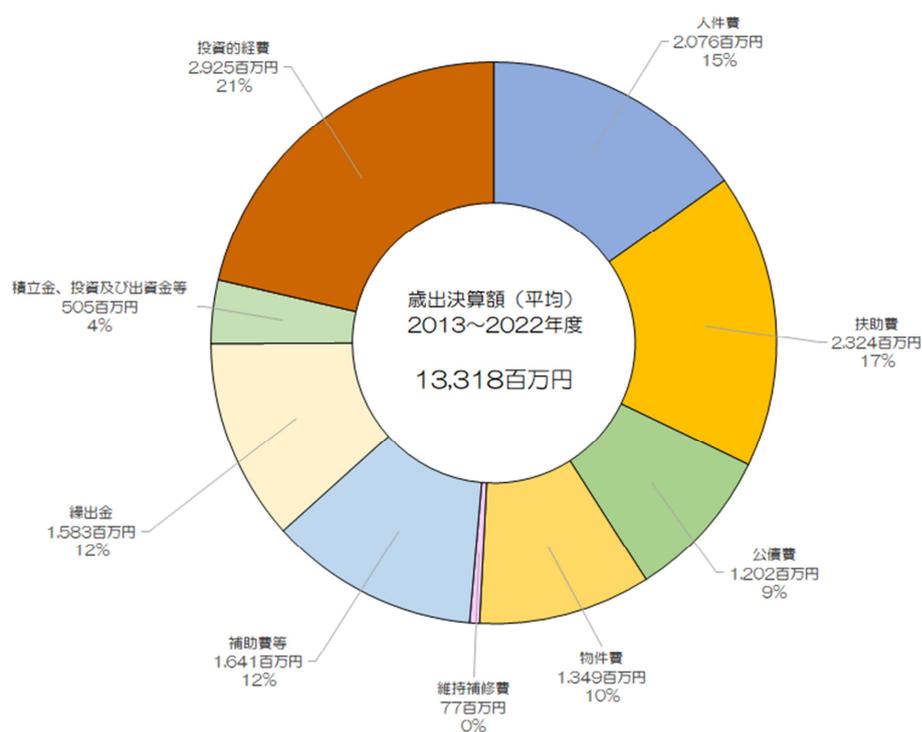
※扶助費：福祉医療、老人・児童・障害福祉、生活保護等の福祉関係の給付額で、主に法令により支出が義務づけられている経費

※投資的経費：道路・橋りょう、公営住宅、学校等の建設等社会資本の整備に要する経費（下水道などの特別会計・企業会計に係るものは除く）

※その他経費：物件費、維持補修費、補助費、繰出金など

歳出に係る平成 23（2011）年度から令和 2（2020）年度までの平均値は、総額が約 133 億円で、人件費が約 21 億円（15%）、扶助費が約 23 億円（17%）、及び投資的経費が約 29 億円（21%）となっています。

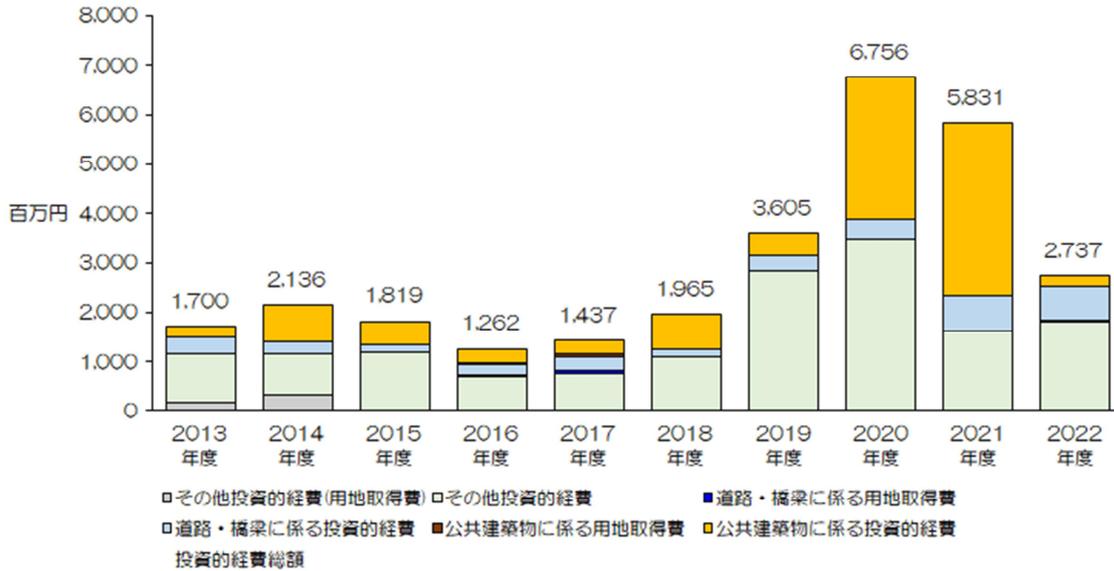
図表 2.2.4 普通会計の歳出平均額（平成 25 年度～令和 4 年度）



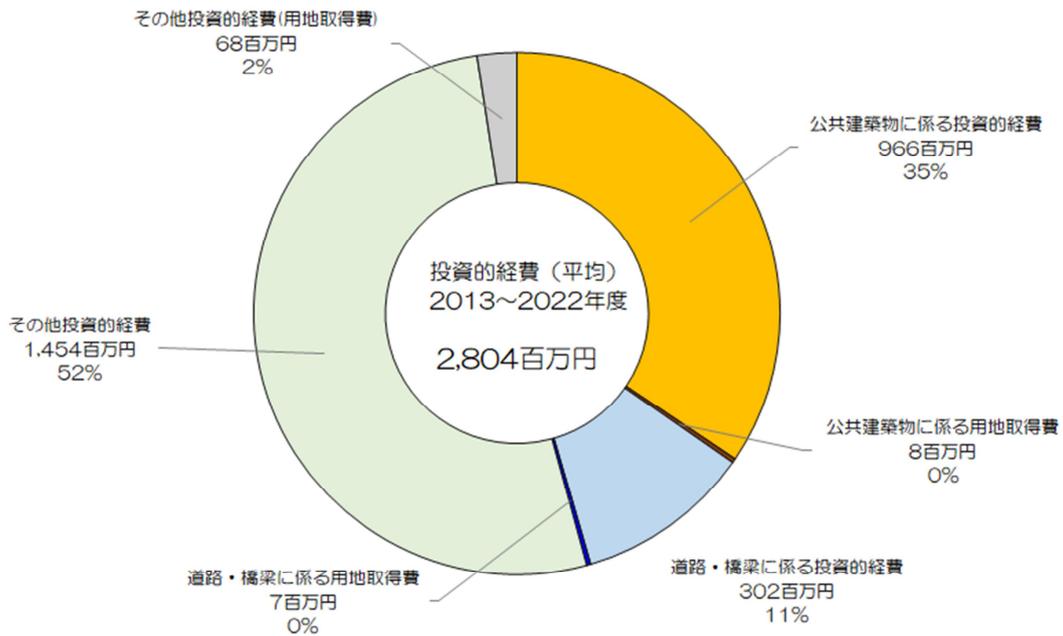
(3) 投資的経費の推移（平成 25 年度～令和 4 年度）

公共施設等の更新にどの程度の投資的費用が負担できるかを推測するため、過去の一般会計における投資的経費（普通建設事業費）の実績を分析した結果、公共建築物に係る過去 10 年間の平均投資額でみると、約 8 億円となっています。これは、投資的経費全体の約 48%を占めています。

図表 2.2.5 一般会計の投資的経費の推移（平成 25 年度～令和 4 年度）



図表 2.2.6 一般会計の投資的経費平均額（平成 25 年度～令和 4 年度）



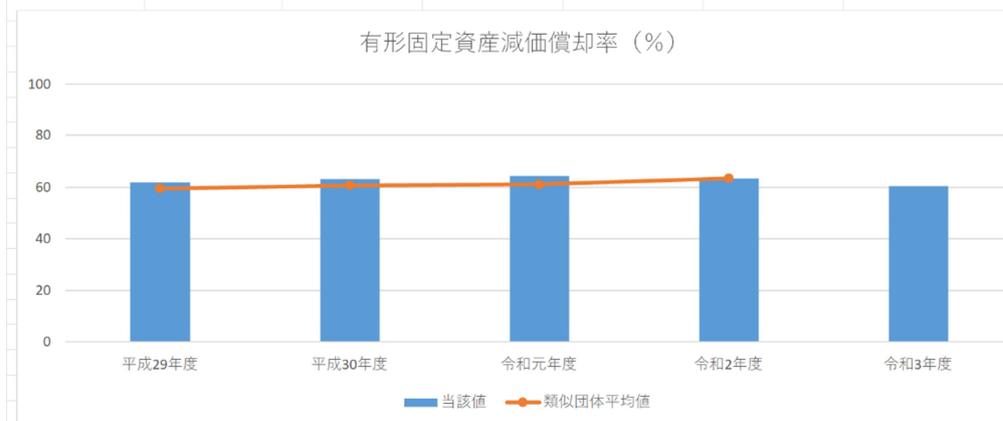
(4) 有形固定資産の減価償却率の推移（平成 27 年度～令和 3 年度）

本市では、平成 28（2016）年度に策定した総合管理計画初版において、20 年後には、公共施設等の延床面積を 10%削減するという目標を掲げ、老朽化した施設の集約化・複合化や除却を進めているところです。有形固定資産減価償却率は、庁舎や保育園、津波避難タワーなどの必要不可欠な建設プロジェクトにより増加傾向を示していますが、今後も本計画に基づいた適正管理をおこなうことで、上昇抑制に努めます。

図表 2.2.7 有形固定資産の減価償却率

③有形固定資産減価償却率(%)					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
減価償却累計額	41,943	43,224	44,264	45,575	45,813
有形固定資産 ※1	67,738	68,489	68,826	71,810	75,656
当該値	61.9	63.1	64.3	63.5	60.6
類似団体平均値	59.6	60.7	61.1	63.4	-

※1 有形固定資産合計－土地等の非償却資産＋減価償却累計額



※出典：財政状況資料集（宿毛市）

3. 人口推移を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面については、今後、生産年齢人口の減少に伴い個人住民税の減少が予想され、また法人市民税は企業業績と景気の影響を大きく受けるため予想が難しく大幅な税収増は期待できない状況です。

歳出面では、義務的経費の増加が予想されます。人件費は令和 2（2020）年度を除き、職員の定員管理等により概ね横ばい傾向ですが、少子高齢化の進行等による扶助費の増加が見込まれます。

令和 4（2023）年度決算値に基づく①経常収支、②実質公債費率、③将来負担率の状況は次のとおりです。

- ① 経常収支:本市の令和 4 年度の歳入総額は 159 億 1,871 万 7 千円、歳出総額は 150 億 433 万 3 千円で、前年度に比べ歳入は 16.6%(31 億 7,519 万 5 千円)の減、歳出は 16.5%(29 億 6,892 万 2 千円)の減となりました。これは歳入と歳出のバランスが取れていることを示しています。しかし、歳入と歳出の両方が減少しているため、市の財政状況に影響を及ぼす可能性があります。
- ② 実質公債費率:本市の公債費は令和 4 年度の歳出総額の約 7.2%を占めています。また、県内市町村の実質公債費比率の平均(加重平均)は 9.6%で、昨年度より 0.2 ポイント改善しています 2。

これは、市の借金返済負担が一定の範囲内に収まっていることを示しています。

- ③ 将来負担率: 将来負担率は、将来の人口動向や経済状況、財政政策などにより大きく影響を受けます。本市の人口は減少傾向にあり、これは将来の税収減少や社会保障費増大など、市の財政に大きな負担をもたらす可能性があります。

以上の情報を踏まえて、本市では以下のような対策を検討することが必要であると考えられます。

- ① 歳入の確保：歳入が減少しているため、新たな歳入源を確保するための施策を検討することが重要です。例えば、地域資源を活用した新規事業の創出や、観光振興などによる地域経済の活性化などが考えられます。
- ② 歳出の最適化：歳出が減少している一方で、必要な公共サービスを維持するためには、効率的な予算配分やコスト削減の取り組みが求められます。具体的には、行政サービスの効率化や公共施設の適正な管理・運営などが考えられます。
- ③ 人口減少対策：人口減少は市の財政に大きな影響を及ぼすため、人口減少対策が必要です。若者や家族層の定住促進策、地域への移住促進策などが考えられます。

4. 公共施設等の現状

(1) 公共建築物の保有施設数等

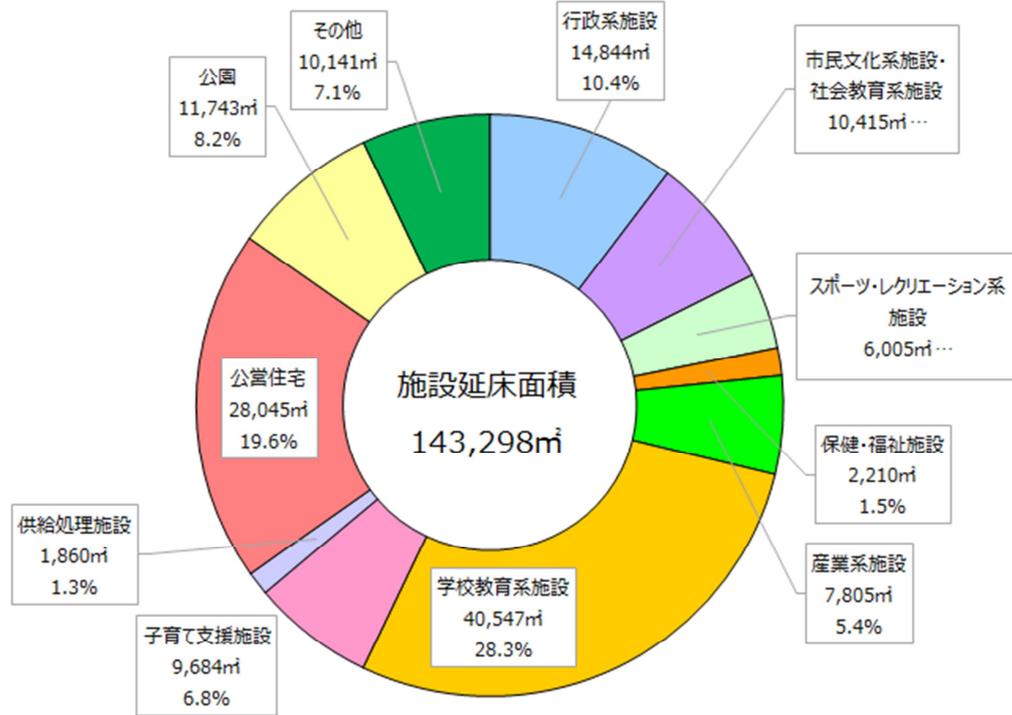
本市保有する公共建築物は全 223 施設、373 棟、総延床面積は 143,298 m²です。

このうち最も多くの面積割合を占めているのは小学校や中学校等の学校教育系施設で、総延床面積の約 28%を占めています。次に、公営住宅が続き、総延床面積の約 20%を占めています。

図表 2.4.1 施設用途区別施設数及び延床面積

構成比	棟数	施設大分類	延床面積	構成比
13.1%	49棟	行政系施設	14,844m ²	10.4%
6.2%	23棟	市民文化系施設・社会教育系施設	10,415m ²	7.3%
1.9%	7棟	スポーツ・レクリエーション系施設	6,005m ²	4.2%
4.3%	16棟	保健・福祉施設	2,210m ²	1.5%
8.3%	31棟	産業系施設	7,805m ²	5.4%
18.8%	70棟	学校教育系施設	40,547m ²	28.3%
6.4%	24棟	子育て支援施設	9,684m ²	6.8%
1.9%	7棟	供給処理施設	1,860m ²	1.3%
14.2%	53棟	公営住宅	28,045m ²	19.6%
6.4%	24棟	公園	11,743m ²	8.2%
18.5%	69棟	その他	10,141m ²	7.1%
100%	373棟	総計	143,298m ²	100%

図表 2.4.2 施設用途区別延床面積割合

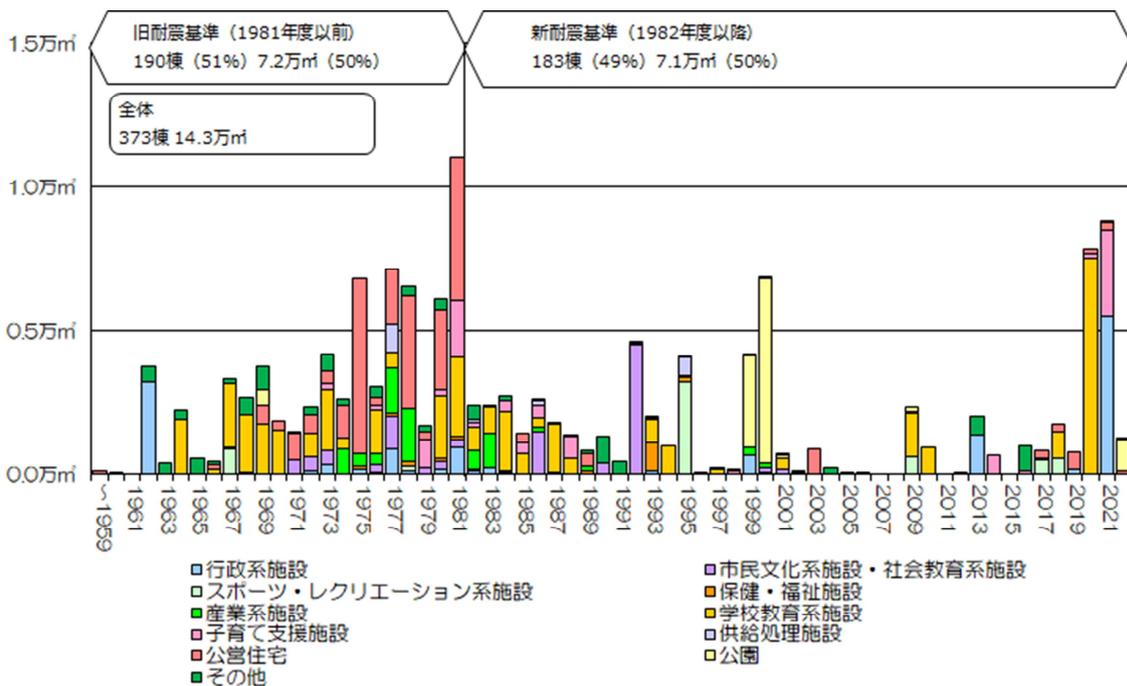


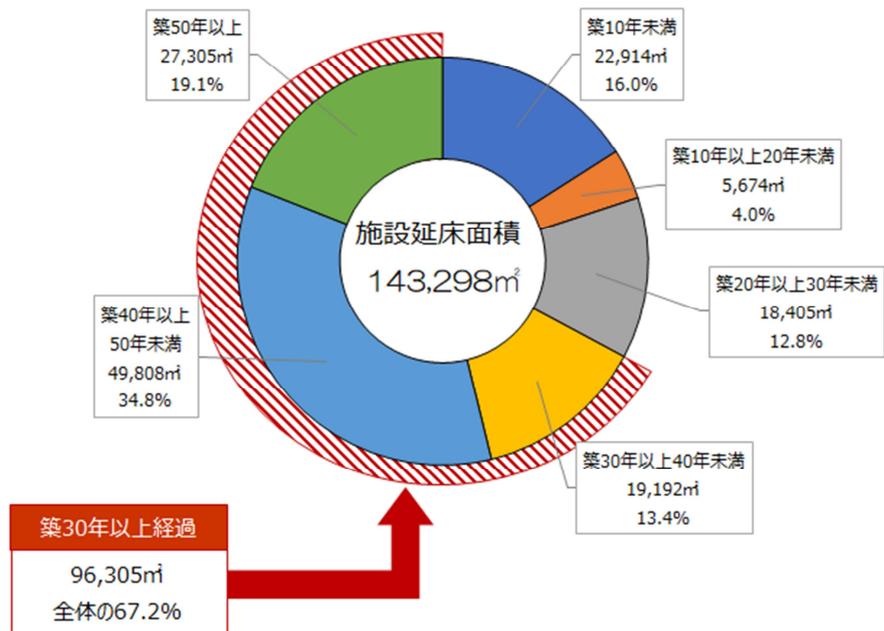
※出典：対象施設一覧等の集計

(2) 建築年別・用途分類別延床面積

本市の全公共建築物のうち 1981 年以前の旧耐震基準に基づいて建設された公共施設が全体の約 50%を占めるほか、築 30 年以上の公共施設が全体の約 67%を占めていることから施設の老朽化が進行していることが伺えます。

図表 2.4.3 建築年別の延床面積





(3) 橋りょう

宿毛市が管理する道路橋は直近の資料（2022 年）で 3 4 1 橋あります。これらの多くが高度経済成長期に建設され、急速に高齢化が進むことから修繕や架替えにかかる費用が大きな財政負担となることが予想されるため、今後の重要課題となっています。

- ・ 架設年が判明している橋のうち、直近の資料（2022 年）で建設後 50 年を経過する橋梁は、26 橋（約 30%）ですが、20 年後の 2042 年には 67 橋（約 78%）となり、急速に橋梁の高齢化が進みます。
- ・ 高齢化橋梁の安全性や信頼性を確保するためには、今後、これら高齢化橋梁の修繕・架替えに多大な費用を必要とすることが予想されます。
- ・ このような状況を踏まえて、橋梁を合理的かつ効率的に維持管理を行い、可能な限りのコスト縮減に取り組むことが不可欠です。

(4) 下水道の状況

人口減少に伴う料金収入の減少や下水道施設の老朽化対策など、本市が運営する下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業）を取巻く課題が顕著になりつつある中、現状の経営分析を行い、経営課題を把握するとともに、持続可能な下水道事業の経営に向けた取組を進めていくことが必要です。

- ・ 下水道事業の経営に関わる現状は、人口減少に伴う料金収入の減少に加えて、老朽化が進む施設の更新等が予想されるため、これまで以上に厳しい経営が見込まれます。
- ・ 収益的収支比率：下水道 3 事業とも過去 5 年間の収益的収支比率を見ると 100%を超えたことはなく一般会計からの繰入金により維持している状態です。
- ・ 経費回収比率：下水道 3 事業とも令和元年度決算において 100%を下回っています。引き続き経営改善に取り組む必要があります。
- ・ 施設利用率：下水道 3 事業とも 60%を下回っています。施設利用率の向上を図るため、接続率の向上に努めることが必要です。
- ・ 加入率：令和元年度において公共下水道事業（61%）、農業集落排水事業（65%）、漁業集落排水事業（61%）に留まっており、水洗化率向上のため、下水道加入に関する普及啓発活動の強化が必要です。
- ・ 令和 6（2024）年度に公営企業会計に移行し、事業の健全化を目指しています。

5. 公共施設等の改修・更新等に係る中長期的な経費の見込み

公共施設等の改修・更新等に係る中長期的な経費の見込みについては、現在計画されている個別施設計画を踏まえて、現在保有している公共施設等を今後も保有し続け、とくに対策を講じることなく現在と同じ規模で更新を行うこととした場合と、施設再編や長寿命化計画を反映した場合の改修・更新等に係る費用を比較し、その対策効果をとりまとめました。

(1) 対象とした個別施設計画

本計画の対象とした個別施設計画は、次のとおりです。これらの個別施設計画は、本市の総合管理計画の方針に基づき、公共施設等の維持管理に係る対策として定めたものです。

図表 2.5.1 対象とした個別施設計画

区分	計画名	計画期間
公共施設	公共施設個別施設計画	令和4年度～令和13年度（10年間）
	学校施設長寿命化計画	令和2年度～令和38年度（37年間）
	公営住宅長寿命化計画	平成26年度～令和5年度（10年間）
インフラ資産	橋梁長寿命化修繕計画	令和4年度～令和13年度（10年間）
	宿毛市道路トンネル維持管理計画	平成31年度～令和50年度（50年間）
	水道事業経営戦略	平成29年度～平成38年度（10年間）
	下水道事業経営戦略	令和2年度～令和11年度（10年間）

※計画期間と更新等費用の算定期間は、必ずしも同じではない。

(3) 公共建築物全体に係る更新等費用

施設の老朽化が進んでいく中で、施設を維持していくには、建替えや大規模改修に係る膨大な更新費用が生じてくるため、これに対する財政措置が大きな課題となってきます。

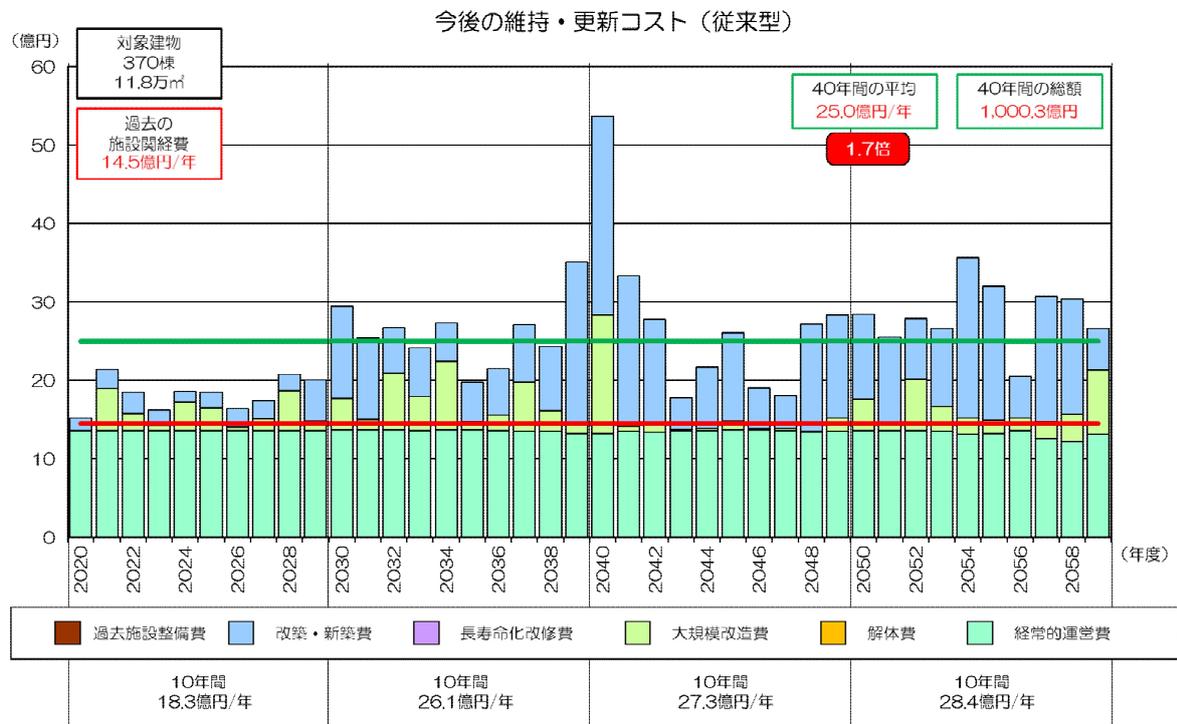
図表 2.5.2 は、公共建築物に係る個別施設計画及び個別施設計画の対象外となった公共建築物（以下「公共建築物（その他）」という。）の更新費用等算定結果を基に、長寿命化等対策前の今後40年間¹の更新等費用の推計を示しています。

本市が保有する公共建築物をすべて同規模・同量で今後も維持更新し続けた場合、施設の更新等などに要する費用として、40年間で約1000.3億円が必要となる見込みで、年間約25.0億円となります。

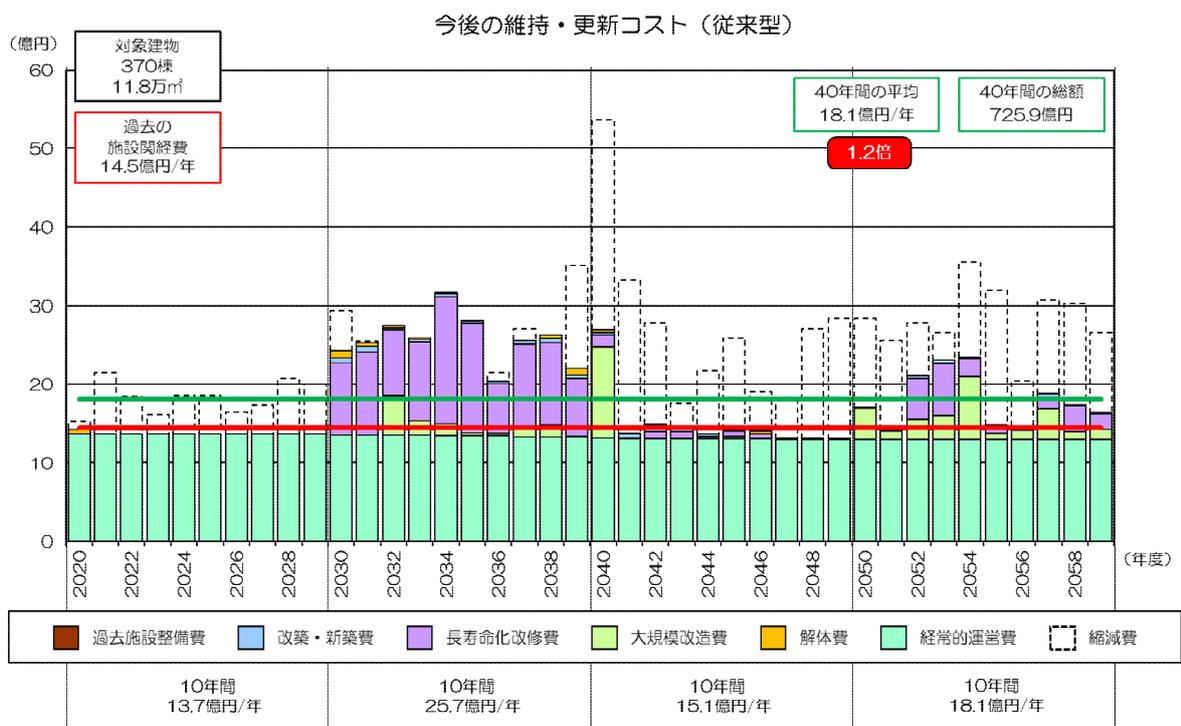
図表 2.5.3 は、長寿命化等対策後の今後40年間の更新等費用の推計を示しています。これによると、各施設に対して長寿命化対策等を講じた場合、40年間で725.9億円になる見込みで、年平均で約18.1億円となり、対策前と比べて年間約6.9億円の縮減効果が確認できました。

¹ 各個別施設計画の更新等費用算定期間開始年次から40年間を集計した。

図表 2.5.2 公共建築物に係る今後 40 年間の更新等費用の推計（対策前）



図表 2.5.3 公共建築物に係る今後 40 年間の更新等費用の推計（対策後）



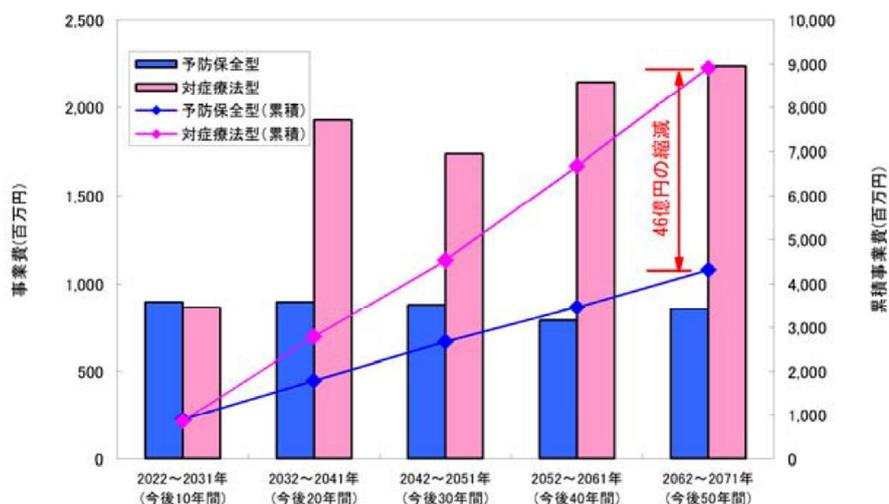
(4) インフラ施設に係る更新等費用

ア. 橋梁長寿命化計画

橋梁長寿命化計画において、令和4（2022）年度～令和53（2071）年度の50年間の更新等費用を算定したところ、長寿命化対策を講じない対症療法型では約89億円で、年平均8千9百万円と推計されています。一方、予防保全型の長寿命化対策を講じた場合は約43億円で、年平均4千3百万円と推計されています。

以上より、50年間の対策の効果は約46億円で、年間約4千6百万円の縮減効果が見られました。

図 2.5.12 橋梁長寿命化計画における長寿命化実施前後の更新等費用



イ. 下水道事業経営戦略

下水道事業経営戦略において、平成29（2017）年度～令和8（2026）年度の更新等費用（建設改良費）は、約3.9億円で年平均4千万円となりました。

なお、本経営戦略では、現時点において長寿命化対策前後の費用は算定しておらず、今後、ストックマネジメント等を通じて長寿命化等の効果を定量化していく予定です。

図 2.5.13 下水道事業経営戦略における更新等費用

年次											(千円)	
	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和1年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計	平均
建設改良費	58,400	25,300	36,600	51,100	45,100	27,500	27,500	61,500	27,500	27,500	388,000	38,800

（４）経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等の算出については、次の方針で検討します。

- ① 新たな施設の建設、大規模改修を行う場合は、全体最適の考え方でその妥当性を検証します。
- ② 国庫補助金等（県補助を含む）が存在するものについては、可能な限り補助の採択を受けることを最優先します。
- ③ 上記②で必要経費の残高が存在する場合には、財政課との協議の上、地方債を発行します。
- ④ 上記③で地方債残高の関係やその他の要因で、地方債で必要経費を充当できなかった場合は、施設整備基金及び一般財源での充当を検討します。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針

1. 現状や課題に関する認識

本市では、少子高齢化や人口減少問題をはじめ、それに伴う生産年齢人口の減少や地方交付税の削減等により財政がひっ迫する中で、長期的な視点を持って、財政面と公共施設等を通じた安全・安心で利便性の高いサービスを両立させ、持続可能な地域を住民とともに創っていくことが重要課題です。

このことを効果的に実施するため、「財務」、「品質」、「供給」について次に基本方針に沿って、全庁で課題を共有し、組織横断的に対応策を検討します。

(1) 財務

- ① 本市の財政状況は、人口減少や人口構成の変化により、地方税の減収と扶助費の高止まりが予想されます。本計画の計画期間中には、今後、多くの公共施設等が改修または建替え時期を迎えることとなります。
- ② 施設の老朽化が進んでいく中で、維持管理・修繕、改修（耐震改修、長寿命化改修等）、建替え等に係る膨大な費用が生じてきますが、現在の財政見通しからすると、その総額を賄うことは困難となっています。総量の縮減をはじめ長寿命化対策や維持管理の効率化によるコスト縮減等の施策が喫緊の課題です。
- ③ 「特定財源の確保」としての地方債の発行及び国庫支出金の活用、「基金の積立」による将来の公共施設等への投資のための財源確保や、未利用地の貸付・売却などを効果的に組み合わせることで推進することが課題となっています。
- ④ 公共施設等の改修または建替えについて、充当すべき財源の優先順位は、「第2章 5. (4) 経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等」に示すとおりです。

(2) 品質

- ① 本市の公共建築物及びインフラ資産は、その老朽化が著しく、これら施設の機能性の確保のみならず、安全・安心のためにも万全の保全対策が必要です。
- ② 点検・診断に基づく「予防保全による長寿命化」の実践、ユニバーサルデザインの導入などによる「品質の向上」などを実現していくことが課題となっています。

(3) 供給

- ① 本市においても、人口減少及び少子高齢化は避けておれない状況となっています。人口の変化は、公共施設等の利用需要そのものに直結するため、総量の見直しが必要です。
- ② 年齢構成の変化は、利用ニーズの変化にも影響を与えます。そのため、機能を中心に据えた最適な供給手法の採用や、施設を前提としない「サービス提供方法の変更」などの取組が求められています。

2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

現状や課題に関する認識を踏まえ、公共施設等の整備については、学校施設の耐震化や大規模改修、更新など施設分類ごとに緊急性の高いものから整備を進めてきました。しかしながら、将来的な人口予測や財政状況、利用状況の変化への対応を考慮した場合には、施設分類ごとの優先度だけを考慮するのではなく、公共施設等の総量削減や財政負担の軽減及び平準化を図る必要があります。そのためには市全体の公共施設等を網羅した総合的な管理に係る基本的な方針が必要になります。

公共施設等を安全かつ安心して利用できる健全な状態で提供することにより市民サービスの質を確保するとともに、保有する公共施設等を自らが維持、更新できる量まで削減することにより将来的な財政負担の軽減を図るため、以下の4つの基本方針を掲げます。

(1) 施設保有量の最適化

財政状況や人口規模に応じて、必要な機能やサービスを集約するなど、施設保有量の最適化を図ります。また、不要資産、活用予定のない資産については、売却（借受資産の返却を含む）、貸付け、地区等への移譲を基本とし、実質の施設保有量の削減を進めます。

また、貸付け等が困難な施設については、解体することを基本とし、施設保有量の削減を進めます。

(2) 施設の適切な維持管理

定期的な点検、現状把握を行い、劣化や損傷が分かり次第、迅速な対応を行うことにより、施設ごとに適切な保全を図り、長寿命化や耐震化を進めます。

(3) コストの抑制と財源確保

現在の契約手法に見直しを行うことや、民間のノウハウを取り入れることなど、効果的・効率的に施設を運営していきます。また、市有の遊休施設や遊休地の有効活用を推進します。

(4) 推進体制とマネジメントサイクルの構築

公共施設等の課題解決に向け、本市の公共施設マネジメントを推進していくため、全庁横断的な推進体制の構築を図ります。

3. 公共施設等の管理に関する実施方針

公共施設等の管理に関して、以下の6つの実施方針を定めます。

(1) 点検・診断の実施方針

公共建築物、インフラ資産ともに10年ごとに劣化度や損傷の状況を点検・診断し、必要な修繕等を行います。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

耐用年数の60%経過時に、利用状況や将来のあり方を検討したうえで必要に応じて大規模修繕（長寿命化改修）を実施します。大規模修繕を実施するまでに必要に応じて小規模修繕を実施します。

(3) 安全確保策の実施方針

上述の点検・診断の実施方針に基づき、早期に危険箇所の把握に努め危険除去を実施します。

(4) 耐震化の実施方針

昭和56年以前に整備した旧耐震基準しか満たしていない公共建築物については、ほぼ耐震化が終わっています。なお一部耐震化が終わっていない施設については利用状況等に応じて将来のあり方を検討したうえで、必要な耐震改修を実施します。

(5) 長寿命化の実施方針

施設の利用状況や将来のあり方を検討したうえで、当該施設の耐用年数を超えて使用することとした施設については、必要に応じて長寿命化対策を実施することとし、その目標年数は、別途、個別施設計画にて定めます。

(6) ユニバーサルデザイン化

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）においてユニバーサルデザインのまちづくりの考え方が示されました。その中で紹介されている具体的な施策の内容を踏まえ、本市においても、高齢者、障がい者、子育て世代や観光客等多様な利用が想定される公共施設等の整備・改修等に際しては、誰もが利用しやすい施設となることを目標としてユニバーサルデザイン化の推進に取り組みます。

(7) 脱炭素化の推進方針

地球温暖化対策計画（令和3（2021）年10月22日閣議決定）に即して策定し、又は改訂する地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10（1998）年法律第117号）第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画（同法第21条第2項に掲げる事項について定める計画）の内容を踏まえ、公共施設等への再生可能エネルギー設備等の導入など計画的な改修等による脱炭素化に取り組みます。

(8) 統合や廃止の推進方針

公共建築物においては、老朽度、利用率、必要性、防災の観点等、総合的に検証したうえで、類似の機能であるものや施設機能を代用できるものについては、積極的に施設の統合・複合化を検討するとともに、利用目的と照らし合わせて、その目的が明確でないものについては、積極的に廃止を検討します。

(9) 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たっての前提となるものであり、毎年度、遅くとも決算年度の翌年度末までに適切に更新することが求められています。

点検・診断や維持管理・更新等の履歴及び利用状況など公共施設マネジメントに資する情報を施設カルテとしてとりまとめ、固定資産台帳の情報を紐付けることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行うことを検討します。

固定資産台帳及び財務書類から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化に活用できるほか、事業別・施設別のセグメント分析を行うことなどにより、各事業・施設について効率的・効果的な対策の検討を可能にするものであり、公共施設等の適正管理に活用していきます。

(10) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

公共施設等の統合・複合化または除却等により発生した未利用地や未利用資産は、統合的に管理し、民間事業者への貸付や売却等を行うなど財源の確保に努めます。

(11) 広域連携

一つのまちで公共建築物が担う全ての機能を持ちたいという、いわゆるワンセット主義の考えから脱却を図り、複数の自治体で公共建築物の機能を補完することができるように、近隣自治体及び国・県管理施設と本市公共建築物の広域連携の推進について検討協議します。

(12) 公共建築物の管理目標について

公共建築物の数値目標は、平成 29 年 3 月に策定した総合管理計画初版で定めたとおり、計画時点から今後 20 年間で延床面積の 10%削減を目指すこととし、公共施設等の統廃合や処分及び貸付などあらゆる観点からの具体的な検討を行い、経費の削減を進めます。

削減目標面積：20 年後（令和 18）までに延床面積△10.0%

このため、統一的基準に基づく公会計導入で整備した固定資産台帳の有効活用を図るとともに、維持管理費及び更新等費用の精度向上を図り、財政面でのかい離とその解消状況をより明確なものとしていきます。

(13) インフラ資産の管理目標について

インフラ資産については、施設の集約化や複合化による統廃合は想定せず、できるだけ長く有効に活用することを主眼に、国の定めた「インフラ長寿命化基本計画：平成 25（2013）年 11 月 29 日策定」の行動計画として、個別施設の長寿命化計画を定め、安心・安全の確保と経費の削減を進めています。

本計画の計画期間である 40 年の間には、インフラに関する技術の革新や新たな政策等によって、効果的・効率的な維持管理手法や広域化等の新たな制度が創出されてくることが考えられます。本市においても、それらを積極的に導入し、国、県及び近隣市町村と連携しながら、インフラ資産の長寿命化に積極的に取り

組んでいきます。

図表 3.6.1 インフラ長寿命化基本計画概要

<ul style="list-style-type: none"> ◆ 個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築 ◆ メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化 	
<p>1. 目指すべき姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全で強靱なインフラシステムの構築 ・ 統合的・一体的なインフラマネジメントの実現 ・ メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化 	<p>4. 必要施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点検・診断：定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握等 ・ 修繕・更新：優先順位に基づく効果的かつ効率的な修繕・更新の実施等 ・ 基準類の整備：施設の特性等を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映等 ・ 情報基盤の整備と活用：電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等 ・ 新技術の開発・導入：ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用等 ・ 予算管理：新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化等 ・ 体制の構築：【国】技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実／【地方公共団体等】維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用／【民間企業】入札契約制度の改善等 ・ 法令等の整備：基準類の体系的な整備等
<p>2. 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インフラ機能の確実かつ効率的な確保 ・ メンテナンス産業の育成 ・ 多様な施策・主体との連携 ➢ 防災・減災対策との連携による維持管理・更新を効率化 ➢ 政府・産学官、地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上 	<p>5. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示 ・ 計画のフォローアップの実施
<p>3. 計画の策定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インフラ長寿命化計画（行動計画） ・ 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画） 	

※「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）：平成 26（2014）年 10 月」を基に編集

4. 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

総合的かつ計画的な管理を実施するための体制について、以下の7つの構築方針を行います。

(1) 取組体制の整備

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けて、担当課だけではなく、各施設等所管課の横断的な「宿毛市公共施設等総合管理計画 戦略会議」と「宿毛市公共施設等総合管理計画 推進委員会」により、情報共有体制、取組体制の構築を図るとともに、職員研修等を通じて、職員一人ひとりの意識啓発に努めます。

(2) 職員の意識改革・技術の向上

公共施設等マネジメントの実行にあたっては、職員一人ひとりが従来の個別施設毎の管理構想から抜け出し、経営的視点を持って全体の最適化を目指す必要があります。

そのため、技術面及びマネジメントに関する研修等を実施し、職員の技術と意識向上を図ります。

(3) 個別計画との連携

施設によっては既に策定されている長寿命化等の計画を基本としながら、本計画との整合を図ります。また、本策定の施設に関しては国（関係省庁）等の動向を踏まえ、個別計画の策定を担当課に促します。また、個別計画の中においても、単独ではなく複合的な施設として各課との連携を取ります。

(4) 財政との連携

長期的な視点から策定した施設管理整備・管理運営の計画は、財政指標により実行に移すことができるものであり、効果的かつ効率的な施設管理を実施するため、予算編成部署との連携を図ります。

また、新たに必要となる経費や事業優先度の判断に応じた予算配分の仕組みづくりについても検討します。

(5) 情報の共有

各課において備えている管理台帳を基に、情報の一元化並びに内容の充実を図るとともに、定期的な情報の更新に努めながら、庁内で共有します。

(6) 官民協働・民間活力の活用

公共施設等に関する業務をすべて行政で担うということは、現実的、効率的ではありません。

今後、PPP／PFI方式、コンセッション方式、指定管理制度など、民間の資金や活力、外郭団体の機能などの活用を検討し、新たな住民のニーズに応えるとともに、公共施設等の機能を向上させながら、維持管理コスト等の縮減を図ることとします。

(7) 隣接する市町村との連携など広域的視野をもった検討

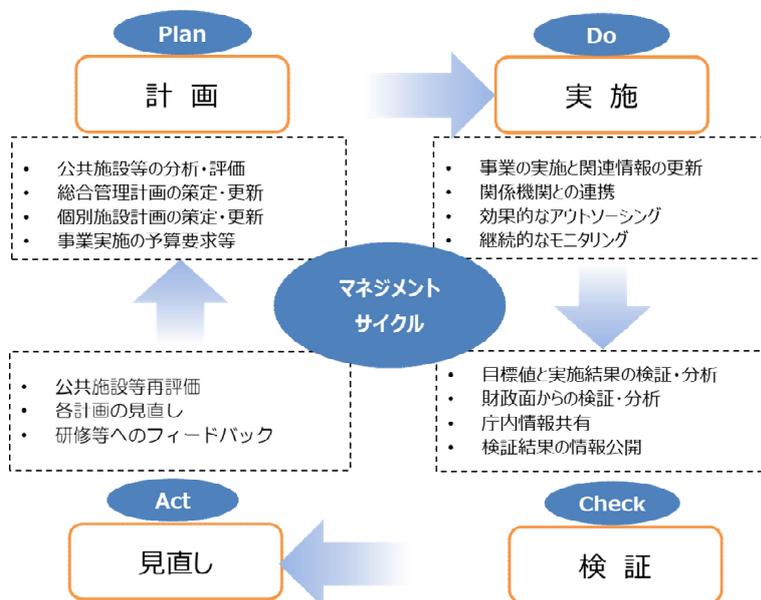
近隣市町村との相互利用や共同運営、国と地方公共団体が連携した地域の国公有財産の最適利用等について、可能性を検討します。

5. フォローアップの方針

本計画では、マネジメントサイクルを定め計画の継続的なフォローアップを行います。また、本計画は20年間という長期の計画であるため、社会経済情勢の変化により前提となる条件が大きく変わる可能性があります。このため10年後を目途に計画全体の見直しを行います。

これらのフォローアップの基で、公共建築物については、各施設の今後のあり方について全庁的な体制で検討を進め、点検実施等の具体的な手法や優先順位について、柔軟に見直しを実施します。また、インフラ資産については、点検基準等の整備状況や新技術による効率的な点検の実施等、国や県、他市町村の動向にも注視しながら、適宜見直しを実施します。

図表 3.5.1 マネジメントサイクルによる計画のフォローアップ



第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

これまでに述べた現状や基本方針を踏まえ、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を以下のように定めます。

1. 公共建築物

公共建築物についての目標設定（総合管理計画初版の目標値）

目標年次	令和 8(2026)年度：短期目標年次（10 年）
目標値	延べ床面積の実質保有量 5%以上の削減
基準値	136,138.2 m ² （平成 28 年 4 月 1 日現在の公共建築物の延べ床面積）

『目標設定の考え方』

目標年次	当該計画の計画期間は、中長期的視点から 40 年と定めているが、段階的な目標を定めることで、計画の実現性を高めていく必要がある。 そのため、今後 10 年間の更新及び大規模改修の集中を勘案し、目標年次を令和 8（2026）年度とする。	
削減方針	1. 人口減少は、市財政の収入に大きく影響するため、宿毛市人口ビジョンの人口動向に沿った施設保有量の削減を目指す。 2. 公共建築物の更新等は、市財政の歳出に大きく左右するため、積極的な機能統合により根本的な施設保有量の削減を目指す。	
計算式	計算式：宿毛市人口ビジョン ² における人口減少率×短期目標計画期間／計画期間 $\Delta 13.5\% \times 10 \text{ 年} / 40 \text{ 年} = \Delta 3.37\% \rightarrow \Delta 5\%$ ※ $13.5\% = (23,450 - 20,275) \div 23,450 \cdots (H27 \text{ 人口} - H62 \text{ 人口}) \div H62 \text{ 人口}$	
目標値	厳しい財政見通しと人口減少等の状況を踏まえ、人口動向から算出された値を超える 5%を目標値とする。	
保有量	延べ床面積の実質保有量を次のとおりとする。	
	面積に含む	直営管理施設、指定管理施設、管理委託施設、休所施設等。 但し、市が維持管理費相当額を負担しない施設を除く。
	面積から除く	廃止施設、貸付施設等。但し、市が維持管理費相当額を負担する施設を除く。

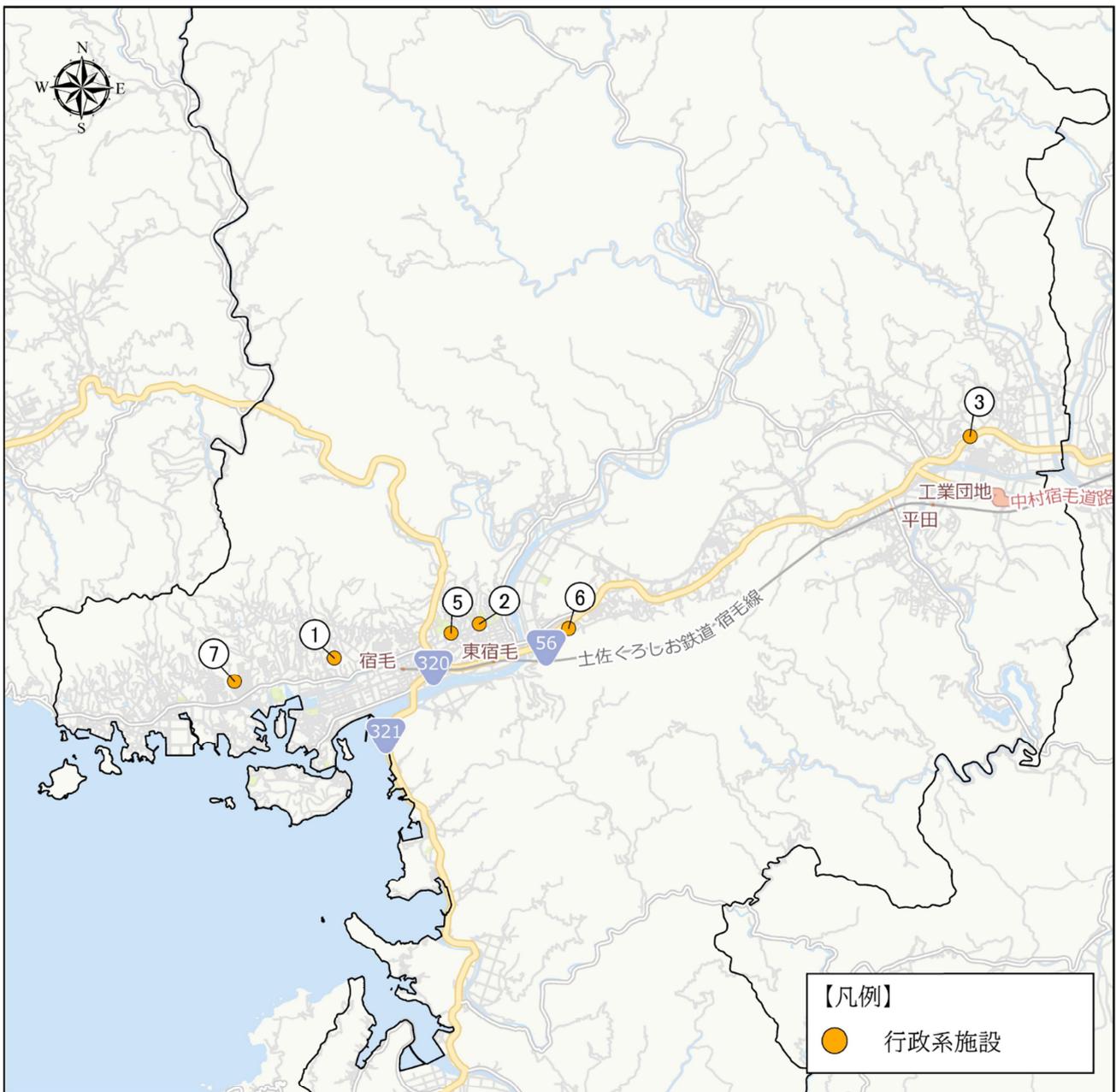
² 目標値の設定は、総合管理計画が適用した平成 28 年 3 月策定の人口ビジョンとする。

①行政系施設

主な施設	本庁舎、宿毛市交流複合施設さくら、東部支所など全 45 施設です。
------	-----------------------------------

行政施設の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	<p>本市の新庁舎建設は、旧庁舎の老朽化と南海トラフ地震対策のために行われました。新庁舎は、宿毛市希望ヶ丘にある海拔 20 メートルの高台に移転し、地上 4 階建てで、災害時は防災拠点となるため、鉄骨造り一部木造の耐震構造となっています。</p> <p>庁舎等については、行政サービスの拠点施設であるため、現状を維持するが、行政サービスを低下させない場合はこの限りではない。また行政サービスを低下させずに、他施設との複合的な利用を推進し床面積を削減することを検討する。</p>
品質に関する基本方針	<p>施設の長寿命化を最優先とする。</p> <p>庁舎等は市民が日常的に使用する施設であるので、定期的な点検を行ない、予防保全型管理により施設の安全性を確保する。</p>
コストに関する基本方針	<p>長寿命化によるコストの縮減及び平準化を目指す。加えて、水道光熱費の縮減のため、省エネルギー化を図る。</p>



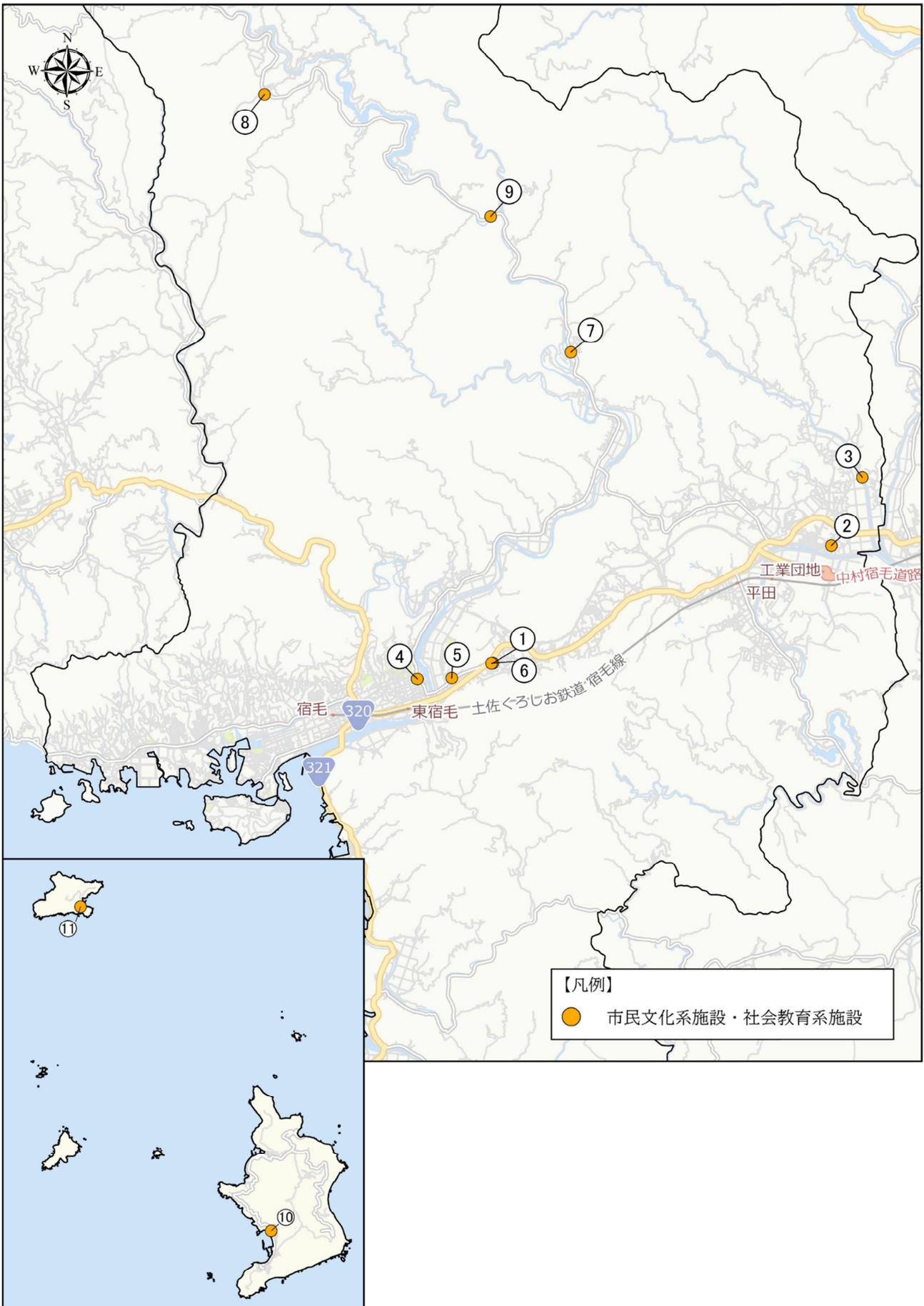
行政系施設（庁舎等）						
地図 番号	施設名	建物名	建築年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化
1	本庁舎	庁舎棟	R3	4,977.26	鉄骨造	不要
		交流棟	R3	151.21	木造	不要
		倉庫棟	R3	355.68	鉄骨造	不要
2	宿毛市交流複合施設さくら	旧庁舎	S37・R3	3,222.83	鉄筋コンクリート造	実施済
3	東部支所	支所	H5	117.56	鉄骨造	不要
4	沖の島開発総合センター	集会所	S56	910.00	鉄筋コンクリート造	不要
5	情報化支援センター	庁舎, 貸事務室	H11	693.00	鉄骨造	不要
6	宿毛市防災センター	庁舎	H25	1,368.10	鉄筋コンクリート造	不要
7	西地区防災コミュニティセンター	防災センター	R元	198.84	木造	不要
—	小筑紫支所	千寿園	H16	38.68	鉄筋コンクリート造	不要
—	鶴来島連絡所	事務所	S47	81.24	木造	未実施

②市民文化系施設・社会教育系施設

主な施設	宿毛文教センター、正和隣保館、貝礎隣保館、手代岡隣保館など全 12 施設です。
------	---

文化系施設の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	<p>周辺の同様の機能の建物や集会機能を兼ねることができる建物等を活用しつつ、統廃合を図り、数量を削減することを検討します。</p> <p>機能の代替ができない施設は、床面積の削減、施設の複合化・多機能化を検討した上で、建替えを行うことを検討します。</p> <p>集会所については、償還期間が過ぎた段階で速やかに地元に移譲を検討します。</p>
品質に関する基本方針	<p>文化系施設は、これまでは事後保全的に修繕を行ってきましたが、今後は予防保全的な維持管理に努め、長寿命化を図ります。</p> <p>利用性を高めるために設備の更新等を図るが、更新にあたってはライフサイクルコストの削減の観点から省エネ機器への転換を図ります。</p>
コストに関する基本方針	<p>指定管理制度等により、サービスの向上と維持管理コストの削減を図る。</p> <p>省エネ機器への改修によりランニングコストの削減を図ります。</p>



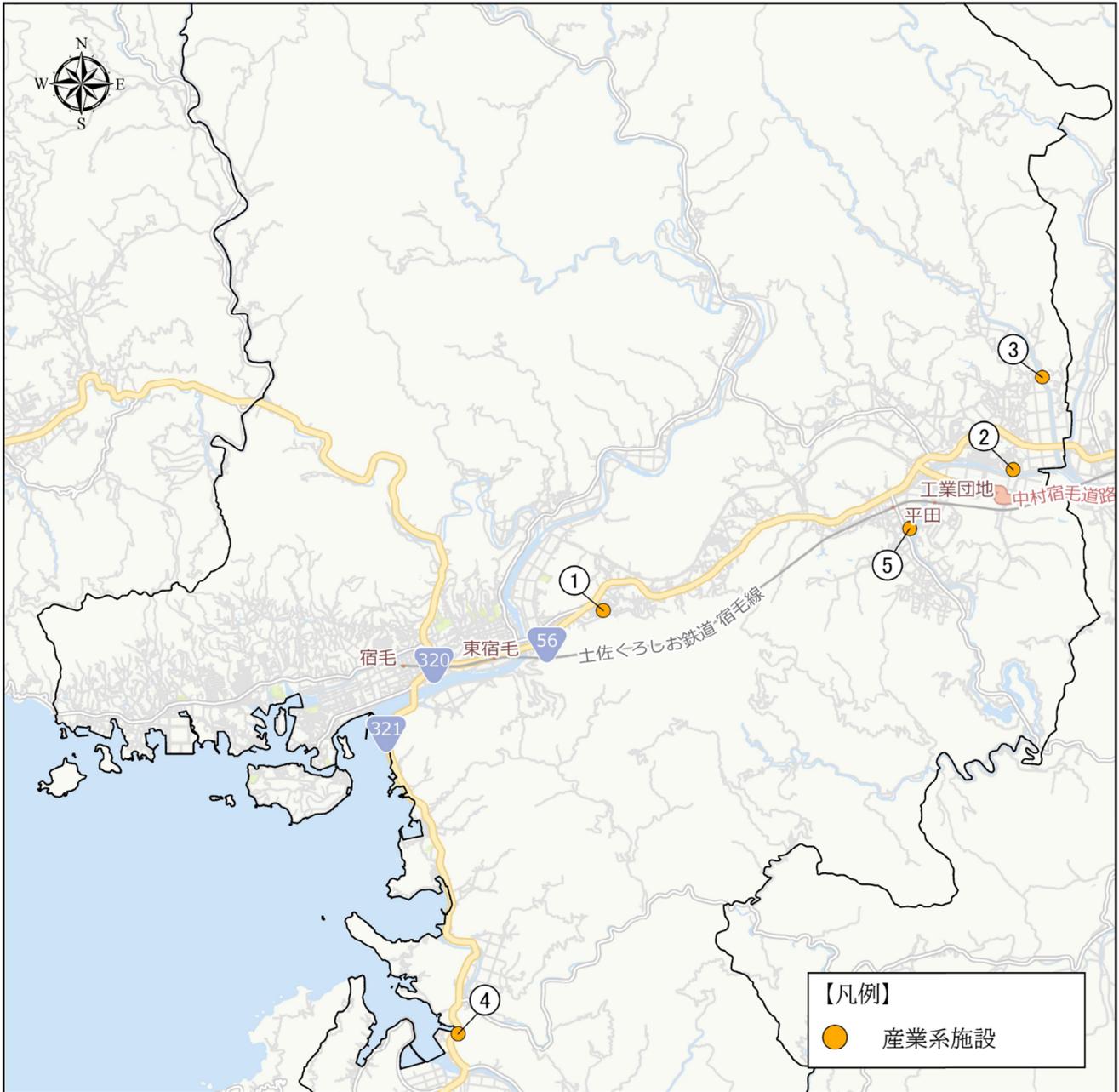
市民文化系施設・社会教育系施設			建築年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化
地区 番号	施設名	建物名				
1	正和隣保館	事務所	S51	264.00	鉄筋コンクリート造	実施済
		多目的ホール	H12	174.20	鉄筋コンクリート造	不要
2	貝礎隣保館	事務所	S55	283.42	鉄筋コンクリート造	実施済
3	手代岡隣保館	事務所	S54	461.29	鉄筋コンクリート造	実施済
		多目的ホール	H13	264.59	鉄筋コンクリート造	実施済
4	宿毛文教センター	公民館	H4	4,402.56	鉄筋コンクリート造	不要
		倉庫	H4	17.73	鉄筋コンクリート造	不要
5	和田体育館	体育館	S61	1,340.47	鉄筋コンクリート造	不要
		相撲場	S61	81.00	鉄骨造	不要
6	正和教育集会所	集会所	S56	248.22	鉄骨造	不要
7	神有多目的集会所	集会所	H2	182.25	木造	不要
8	楠山多目的集会所	集会所	H2	188.12	木造	不要
9	坂本多目的集会所	集会所	H4	102.33	木造	不要
10	弘瀬離島センター	校舎	S46・S47・S48	1,071.00	鉄筋コンクリート造	未実施
		体育館・体育倉庫	S47・S48	153.00	鉄骨造	未実施
		へき地集会所・倉庫	S48	229.00	鉄骨造	未実施
11	鵜来島離島センター	校舎	S52	1,152.00	鉄筋コンクリート造	未実施
—	新田集会所	集会所	S61	64.26	木造	不要

③産業系施設

主な施設	東部農村環境改善センター、小筑紫基幹集落センター、正和大型共同作業場、貝礎大型共同作業場、手代岡大型共同作業場など全 16 施設です。
------	---

産業系施設の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	<p>小筑紫基幹集落センター、東部農村環境改善センターについては、集会施設として現在も使用しており、引き続き現有施設の維持に努めていきます。</p> <p>共同作業施設は手代岡地区共同作業施設、貝礎地区共同作業施設、正和地区共同作業施設の 3 か所あり、また農機具保管施設等については、現在も使用しており、引き続きこれら現有施設の維持に努めていきます。</p> <p>大型共同作業場は正和大型共同作業場、貝礎大型共同作業場、手代岡大型共同作業場の 3 か所あり、このうち貝礎の 1 か所のみ民間企業が入居し稼働しています。未稼働の正和と手代岡の 2 か所については、入居する企業の誘致に努めます。</p> <p>この他の手代岡共同作業場、正和共同作業場については、現在使用中であり、また建物も比較的新しいため、現有施設の維持に努めていきます。</p>
品質に関する基本方針	施設の長寿命化の導入を最優先とします。
コストに関する基本方針	水道光熱費の縮減のため、省エネルギー化を図ります。



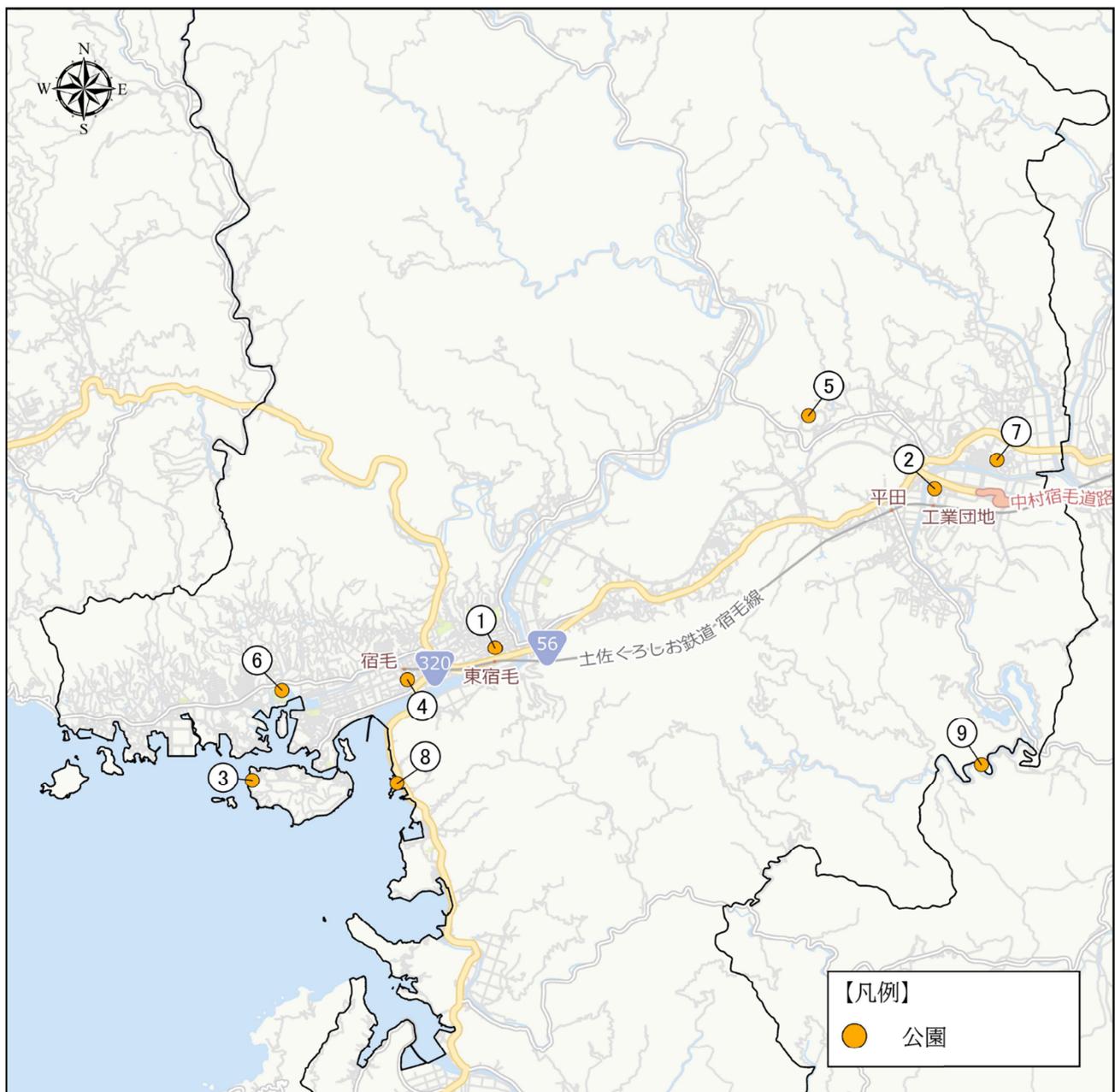
産業系施設		建築年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化
地図 番号	施設名				
1	正和大型共同作業場	S50・S53・H元 ・H4・H6	800.83	鉄骨造	未実施
2	貝礎大型共同作業場	S51・S58・S61 ・H4	670.32	鉄骨造	未実施
3	手代岡大型共同作業場	S53・S57・S59	520.20	鉄骨造	未実施
4	小筑紫基幹集落センター	S57	573.20	鉄筋コンクリート造	不要
5	東部農村環境改善センター	S58	1,098.30	鉄筋コンクリート造	不要
—	共同畜舎施設	S52・S53	1,606.50	鉄骨造	未実施
—	正和共同作業場	H11	267.40	鉄骨造	不要
—	手代岡共同作業場	H12	161.28	鉄骨造	不要
—	正和農業共同作業施設	S49	160.00	鉄骨造	未実施
—	手代岡農業共同作業施設	S49	160.00	鉄骨造	未実施
—	貝礎農業共同作業施設	S49	160.00	鉄骨造	未実施
—	貝礎い草共同作業施設	S53	680.02	鉄骨造	未実施
—	手代岡い草共同作業施設	S53	567.62	鉄骨造	未実施
—	貝礎地区共同利用農機具保管施設	S49	132.00	鉄骨造	未実施
—	手代岡地区共同利用農機具保管施設	S49	115.00	鉄骨造	未実施
—	正和地区共同利用農機具保管施設	S49	132.00	鉄骨造	未実施

⑤公園

主な施設	宿毛市総合運動公園、三浦街区公園、駅前 2 号公園、など全 16 施設です。
------	--

公園の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	宿毛市総合運動公園 市民体育館 をはじめとする体育施設は、市民の健康増進や生きがいづくり等にも欠かせない施設です。 公園のうち建物としてあるもののほとんどは、トイレとなっています。ほとんどのトイレは 現在使用しており、引き続き修繕等を行いながら現有施設の維持に努めます。
品質に関する基本方針	利用者の利便性や防犯性を考慮しつつ、維持管理を行います。
コストに関する基本方針	公園施設の長期的な維持管理コストの縮減及び公園施設の安全性確保と機能保全を図ります。



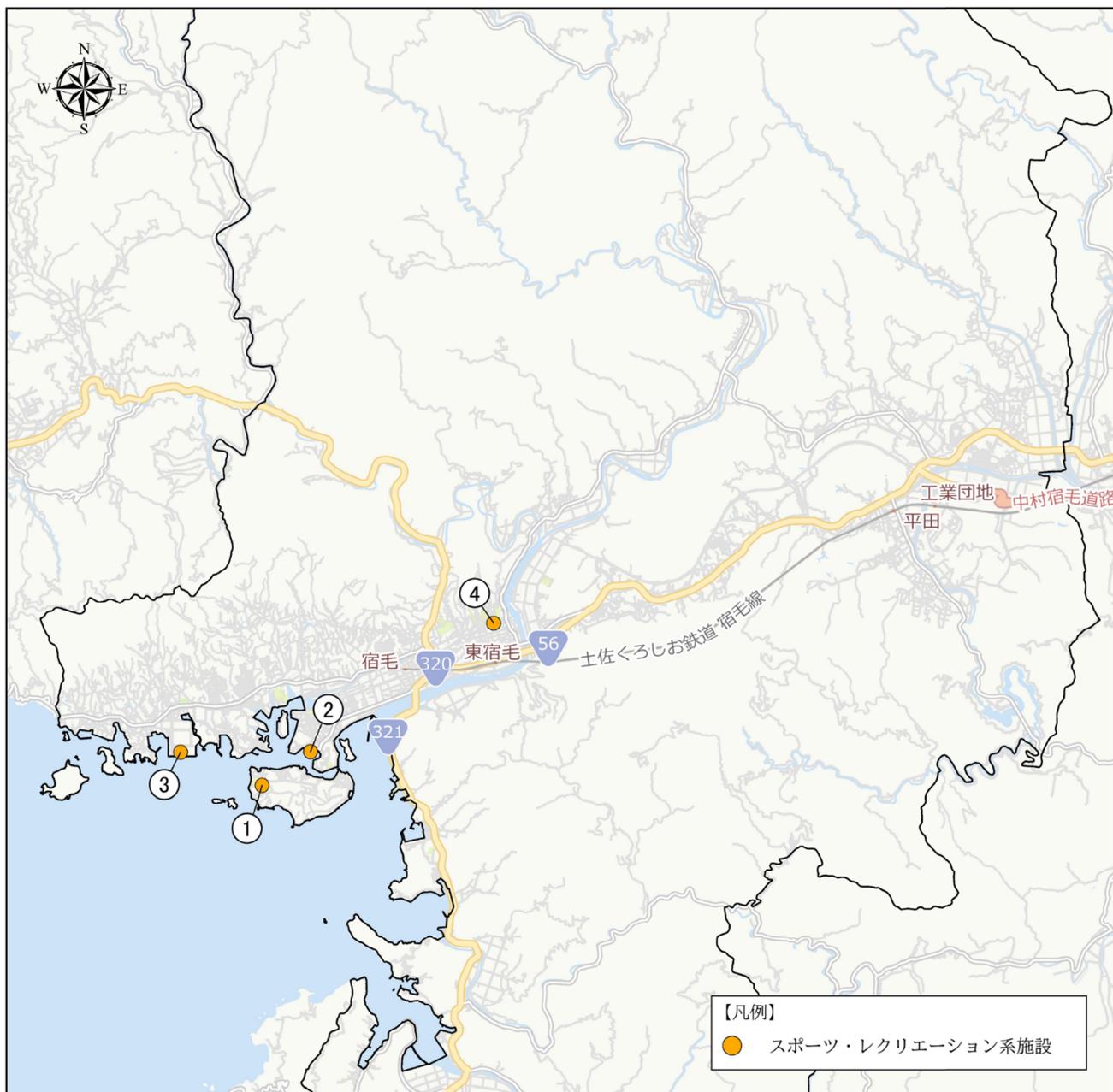
公園にある公共施設			建築年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化
地図 番号	施設名	建物名				
1	三浦街区公園	津波避難タワー	R4	355.51	鉄骨造	不要
		公衆トイレ	R4	9.72	木造	不要
2	平田公園	便所	H4	61.60	鉄筋コンクリート造	不要
3	咸陽島公園	便所 ・シャワー室	H21	180.00	鉄筋コンクリート造	不要
4	駅前2号公園	津波避難タワー	R4	469.14	鉄骨造	不要
5	宿毛市総合運動公園	体育館	H12	6,299.80	鉄筋コンクリート造	不要
		トイレ	H12	73.92	鉄筋コンクリート造	不要
		陸上競技場	H11	3,002.15	鉄筋コンクリート造	不要
		倉庫	H13	104.00	鉄骨造	不要
		トイレ	H13	20.70	鉄筋コンクリート造	不要
6	宿毛運動公園	体育館	S44	540.00	鉄骨造	未実施
		倉庫	S44	23.72	コンクリートブロック造	未実施
		便所	H11	64.05	鉄筋コンクリート造	不要
7	東部運動公園	便所	H11	43.00	鉄筋コンクリート造	不要
8	すくもサニーサイドパーク	管理棟	R4	260.49	木造	不要
9	蛸湖ゴルフパーク	事務所	H7	62.10	木造	不要
		倉庫	H11	50.00	鉄骨造	不要
—	日平農村公園	便所	H12	20.70	木造	不要
—	西町公園	便所	H5	8.06	コンクリートブロック造	不要
—	白岩岬公園	展望棟	S59	13.50	鉄筋コンクリート造	不要
—	荒瀬山森林公園	便所	H7	15.90	木造	不要
—	藻津漁港環境整備公園	便所	S61	4.62	コンクリートブロック造	不要
—	中筋川ダムサイト公園	便所	H8	44.25	鉄筋コンクリート造	不要
—	小野梓記念公園	便所	H14	15.84	鉄筋コンクリート造	不要

⑥スポーツ・レクリエーション系施設

主な施設	国民宿舎、観光センター、すくも 8 4 マリナーミナルなど全 5 施設です。
------	--

スポーツ・レクリエーション系施設の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	<p>すくも 84 マリナーミナル は、平成 21 年に建てられた新しい施設であり、予防保全的維持管理に努め、長寿命化を図ります。</p> <p>道の駅すくもサニーサイドパーク、山里の家（旧楠山小学校）、蛍湖ゴルフパーク、観光センター案内所 は、現有施設の維持管理に努めていきます。</p> <p>以上のように、現状としては、他の施設で機能を代替することができないため、数量は現状維持を基本とします。但し同一の種目競技については、競技の変更、廃止を検討します。</p>
品質に関する基本方針	<p>可能なものは施設の長寿命化を図ります。</p> <p>利用性を高めるために、設備の更新等を図りますが、更新にあたってはライフサイクルコストの縮減の観点から省エネ機器への転換を図ることを検討します。</p>
コストに関する基本方針	<p>これらの施設は、利用者からの利用料等が見込みやすく、民間活力の導入が比較的行いやすい施設であるため、これまで以上に民間活力の導入を検討していきます。</p> <p>省エネ機器への改修によりランニングコストの縮減を図ります。</p>



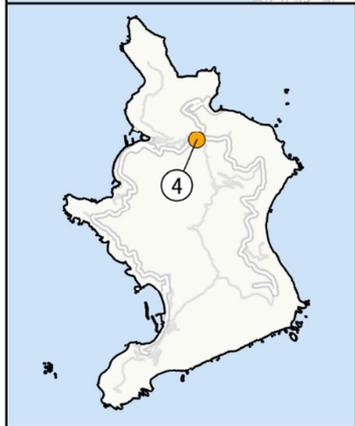
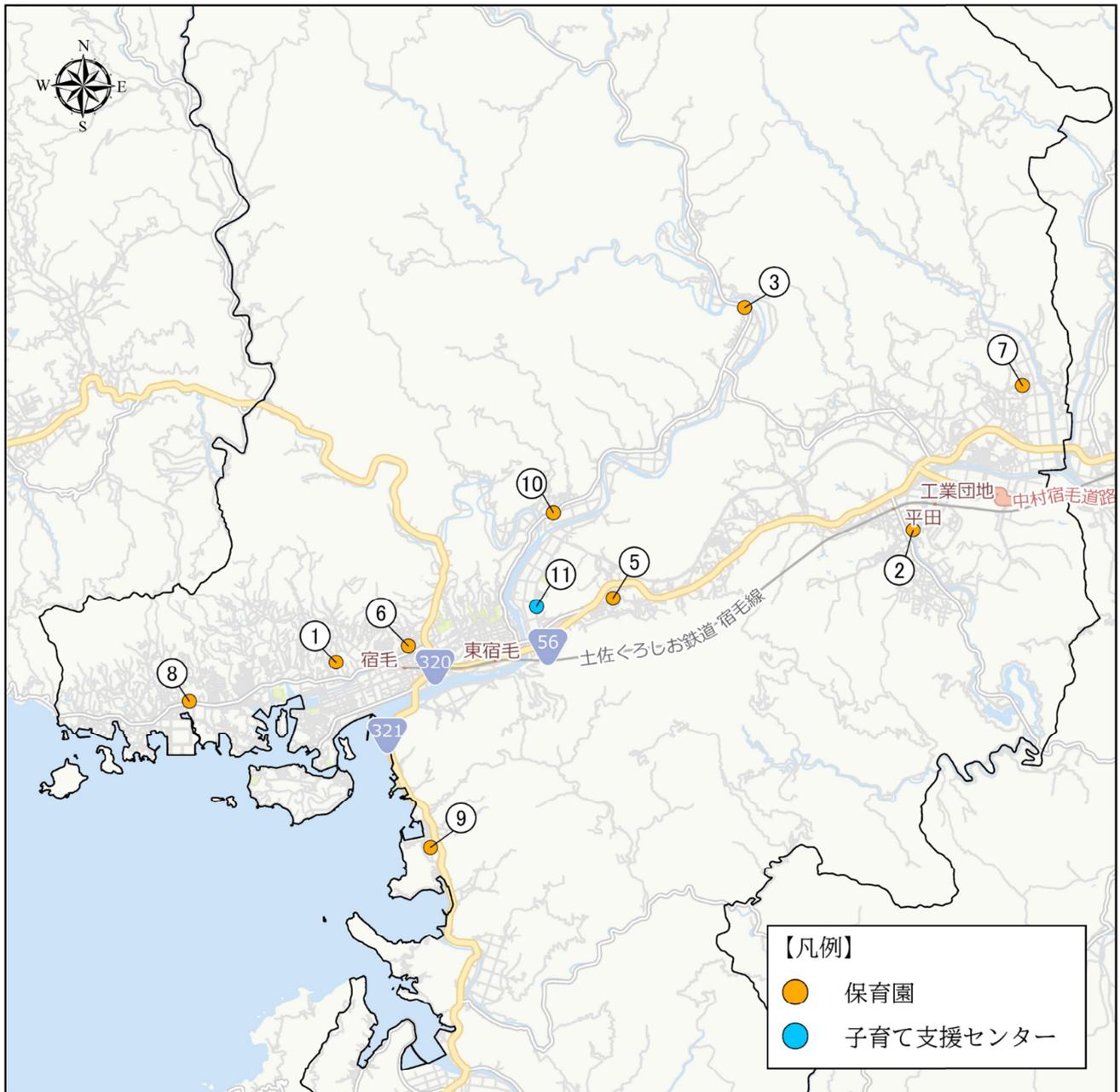
スポーツ・レクリエーション系施設			建築年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化
地図 番号	施設名	建物名				
1	国民宿舎	宿舎	S42・H7	4,126.22	鉄筋コンクリート造	未実施
2	観光センター	事務所	S53	189.90	鉄骨造	未実施
		倉庫	S55	7.03	鉄骨造	未実施
3	すくも84マリンターミナル	交流施設兼倉庫	H21	620.80	木造	不要
4	武道場（宿毛小学校体育館内）	屋内運動場	H30	571.70	鉄筋コンクリート造	不要
—	林邸	歴史観光施設	H29	489.56	木造	不要

⑦子育て支援施設

主な施設	きぼうが丘保育園を始め、保育園 11 施設、正和児童館など児童館 3 施設、その他地域子育て支援センター、放課後児童クラブなど全 18 施設です。
------	---

子育て支援施設の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	教育系施設や文化系施設、保健福祉施設との統廃合を視野に、数量の削減を検討します。
品質に関する基本方針	子どもが日常的に使用する施設であるので、定期的な点検を行ない、予防保全型管理により施設の安全性を確保します。
コストに関する基本方針	水道光熱費の縮減のため、省エネルギー化を図る。



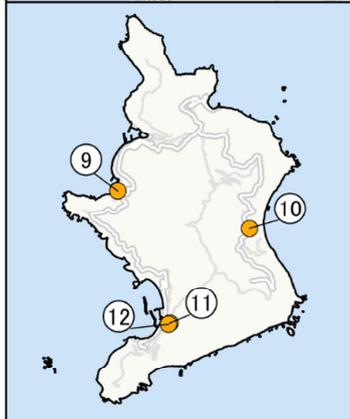
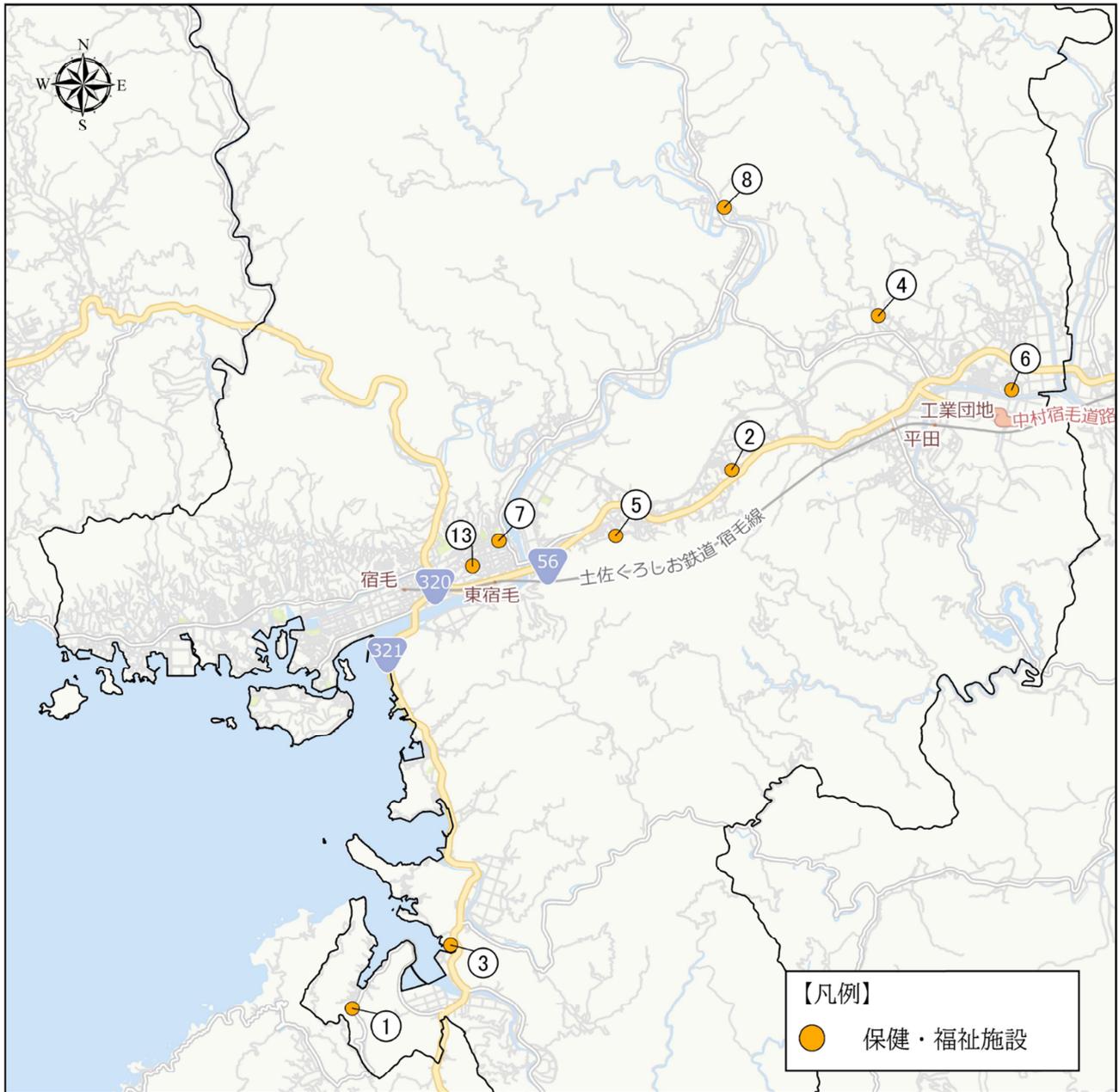
子育て支援施設		建築年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化
地図 番号	施設名				
1	きぼうが丘保育園	R3	2,991.54	鉄筋コンクリート造 ・木造	不要
2	平田保育園	S61・H10・H21	578.49	鉄筋コンクリート造 ・鉄骨造・木造	不要
3	橋上保育園	S60	370.06	鉄筋コンクリート造	不要
4	沖の島保育園	S51	127.05	鉄筋コンクリート造	実施済
5	すみれ保育園	S48	219.64	鉄筋コンクリート造 ・鉄骨造	実施済
6	中央保育園	S63	748.35	鉄筋コンクリート造 ・木造	不要
7	山田保育園	S54	728.52	鉄筋コンクリート造	実施済
8	咸陽保育園	S56	996.80	鉄筋コンクリート造	実施済
9	小筑紫保育園	H26	697.40	木造	不要
10	二ノ宮保育園	S59	372.80	鉄筋コンクリート造	不要
11	地域子育て支援センター	S57	144.70	鉄骨造	不要
—	旧小筑紫保育園	S56	722.00	鉄筋コンクリート造	不要
—	正和児童館	S56	240.00	鉄筋コンクリート造	不要
—	手代岡児童館	S54	225.73	鉄筋コンクリート造	実施済
—	貝礎児童館	S55	245.03	鉄筋コンクリート造	実施済
—	貝礎児童遊園	S50	4.68	コンクリートブロック	未実施
—	放課後児童クラブ（山奈小学校）	H28	98.54	木造	不要
—	放課後児童クラブ（宿毛小学校）	R2	172.56	木造	不要

⑧保健・福祉施設

主な施設	栄喜老人憩の家、沖の島へき地保健衛生相談所、中央デイケアセンターなど、全 13 施設です。
------	---

保健・福祉施設の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	<p>特別養護老人ホーム千寿園は、本市においてさらに高齢化が進むことから不可欠な施設であり、また平成 16 年の建築で比較的新しい建物でもあることから、予防保全的な維持管理に務め、長寿命化を図ります。</p> <p>また、平成 29 年度からは指定管理者による管理・運営に移行する予定であり、効率的な施設運営を進めます。</p> <p>中央デイケアセンターも、同様に必要な施設であることから、予防保全的な維持管理に努め、長寿命化を図ります。この施設も指定管理者による管理・運営を実施しており、引き続き効率的な施設運営に努めます。</p> <p>この他、各地区にある老人憩の家は、築 30 年～40 年程経っており、いずれも老朽化しています。地区への移譲を視野に入れつつ、今後の維持管理の方針を各地区の住民と協議していきます。</p> <p>以上のとおり、施設の利用状況を踏まえ、必要なものは現状維持とし、周辺施設との集約化や地区への移譲が可能なものはその検討を進め、数量の削減を図ります。</p>
品質に関する基本方針	<p>市民が日常的に使用する施設であるので、定期的な点検を行ない、予防保全型管理により施設の安全性を確保する。</p>
コストに関する基本方針	<p>水道光熱費の縮減のため、省エネルギー化を図ります。</p> <p>指定管理制度等の導入検討により、サービスの向上と維持管理コストの縮減を図ります。</p>



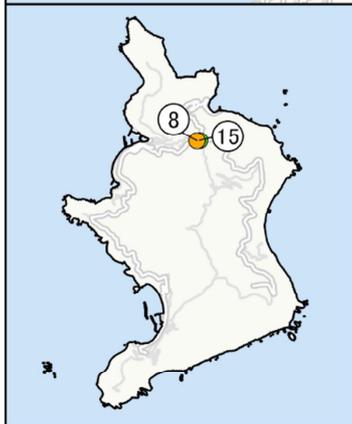
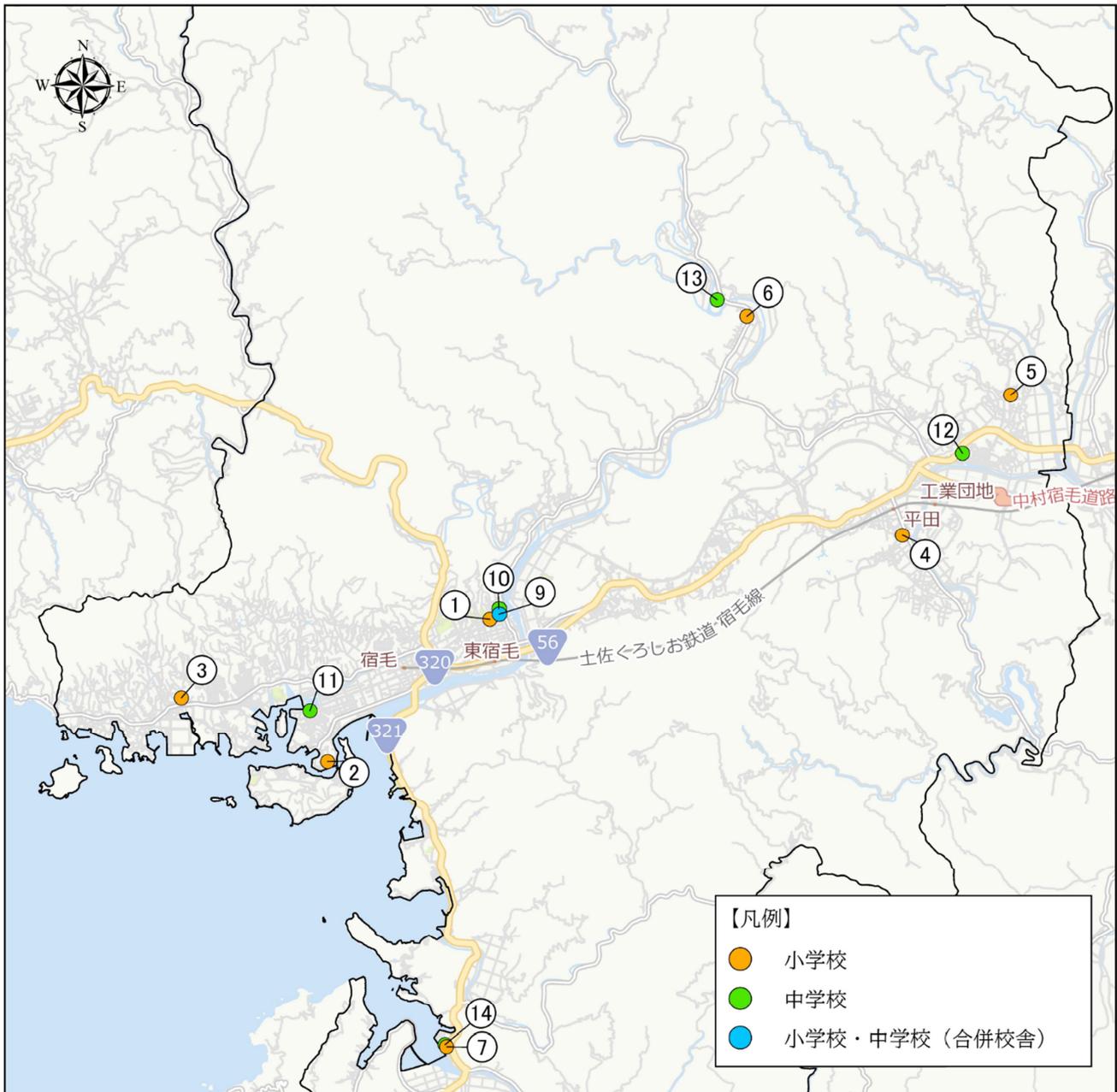
保健・福祉施設		建築年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化
地図 番号	施設名				
1	栄喜老人憩の家	S53	90.00	鉄骨造	未実施
2	押ノ川老人憩の家	S57	57.30	木造	不要
3	小筑紫老人憩の家	S59	91.00	鉄骨造	不要
4	芳奈老人憩の家	H元	127.75	鉄骨造	不要
5	正和老人憩の家	S52	119.60	木造	未実施
6	貝礎老人憩の家	S50	104.40	鉄骨造	未実施
7	中央老人憩の家	S56	137.74	鉄骨造	不要
8	奥奈路老人憩の家	S62	90.50	鉄骨造	不要
9	古屋野老人憩の家	S53	49.69	木造	未実施
10	長浜老人憩の家	S55	110.00	木造	未実施
11	弘瀬老人憩の家	H7	120.72	木造	不要
12	沖の島へき地保健衛生相談所	S42	66.11	コンクリートブロック造	未実施
13	中央デイケアセンター	H5・H7	1,033.41	鉄骨造	不要

⑨学校教育系施設

主な施設	宿毛小中学校ほか、中学校 7 施設、小学校 8 施設、その他 6 施設など全 21 施設です。
------	---

学校教育系施設の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	<p>施設の数量に関しては、現在の小学校 8 施設、中学校 7 施設、給食センター 2 か所の体制としますが、実際の児童生徒数の推移や、地区ごとの状況、社会情勢のあり方に応じて、学校の統廃合又は減築等について検討します。</p> <p>また、児童生徒数が減少していく場合、関係各所と調整しながら施設の複合化などを行い、学校施設の有効活用を図ります。</p> <p>栄喜小学校は小筑紫小学校との統合により廃校となり、現在体育館のみ地域住民に利用されています。今後は、校舎を含め、どのような利活用が可能か、地域住民を含め検討していきます。</p>
品質に関する基本方針	<p>学校の主要な建物については、耐震改修工事が完了しているものの、築 30 年を超える建物が多く、今後大規模改修を進めていく必要があり、予防保全的な維持管理を図り、今後の財政負担の軽減に努めます。</p> <p>学校教育系施設は、子どもが日常的に使用する施設であるので、定期的な点検を行ない、予防保全型管理により施設の安全性を確保するとともに計画的な改修・更新を行う。</p> <p>学校給食センターについては、築 40 年が経過し老朽化が進んでおり、建物の構造上の問題もあり、今後の建て替えや機械の更新等の検討が必要になります。</p>
コストに関する基本方針	水道光熱費の縮減のため、省エネルギー化を図ります。



学校教育系施設（小学校）		校舎				体育館			
地図番号	施設名	建築年度	延床面積（㎡）	構造	耐震化	建築年度	延床面積（㎡）	構造	耐震化
1	宿毛小学校	—	—	—	—	H30	924.37	鉄筋 コンクリート造	不要
2	大島小学校	S44・S45 ・H13	2,387.00	鉄筋 コンクリート造	実施済	S48	603.00	鉄骨造	実施済
3	咸陽小学校	S42・S43 ・S57・S61	2,397.87	鉄筋 コンクリート造	実施済	H5	800.00	鉄骨造	不要
4	平田小学校	S55・S59	2,480.72	鉄筋 コンクリート造	実施済	S56	676.00	鉄骨鉄筋 コンクリート造	不要
5	山奈小学校	S48	1,505.00	鉄筋 コンクリート造	実施済	S62	700.00	鉄筋 コンクリート造	不要
6	橋上小学校	S42	1,086.00	鉄筋 コンクリート造	実施済	S49	373.00	鉄筋 コンクリート造	実施済
7	小筑紫小学校	H21	1,543.01	鉄筋 コンクリート造	不要	H22	917.32	鉄筋 コンクリート造	不要
8	沖の島小学校	S51	513.51	鉄筋 コンクリート造	実施済	—	—	—	—
9	宿毛小学校 ・宿毛中学校 (合築校舎)	R2	7,377.05	鉄筋 コンクリート造	不要	—	—	—	—
—	山奈小学校 芳奈分室	H14	50.00	鉄骨造	不要	—	—	—	—

学校教育系施設（中学校）		校舎				体育館			
地図番号	施設名	建築年度	延床面積（㎡）	構造	耐震化	建築年度	延床面積（㎡）	構造	耐震化
10	宿毛中学校	S62	992.00	鉄筋 コンクリート造	不要	H6	981.00	鉄筋 コンクリート造	不要
11	片島中学校	S43・S44 ・S63	2,889.00	鉄筋 コンクリート造	実施済	S47	788.00	鉄筋 コンクリート造	実施済
12	東中学校	S39・S41	2,110.00	鉄筋 コンクリート造	実施済	S42	648.00	鉄骨造	実施済
13	橋上中学校	S59	1,538.00	鉄筋 コンクリート造	不要	S60	688.00	鉄筋 コンクリート造	不要
14	小筑紫中学校	S43・S56 H7	2,162.00	鉄筋 コンクリート造	実施済	—	—	—	—
15	沖の島中学校	S51	836.44	鉄筋 コンクリート造	実施済	S52	502.00	鉄骨造	実施済
—	東中学校 芳奈分室	H14	50.00	鉄骨造	不要	—	—	—	—

学校教育系施設（教員住宅）		建築年度	延床面積（㎡）	構造	耐震化
地図番号	施設名				
—	母島小学校教員住宅	H9	180.00	木造	不要
—	母島中学校教員住宅	S57	120.00	鉄筋コンクリート造	不要

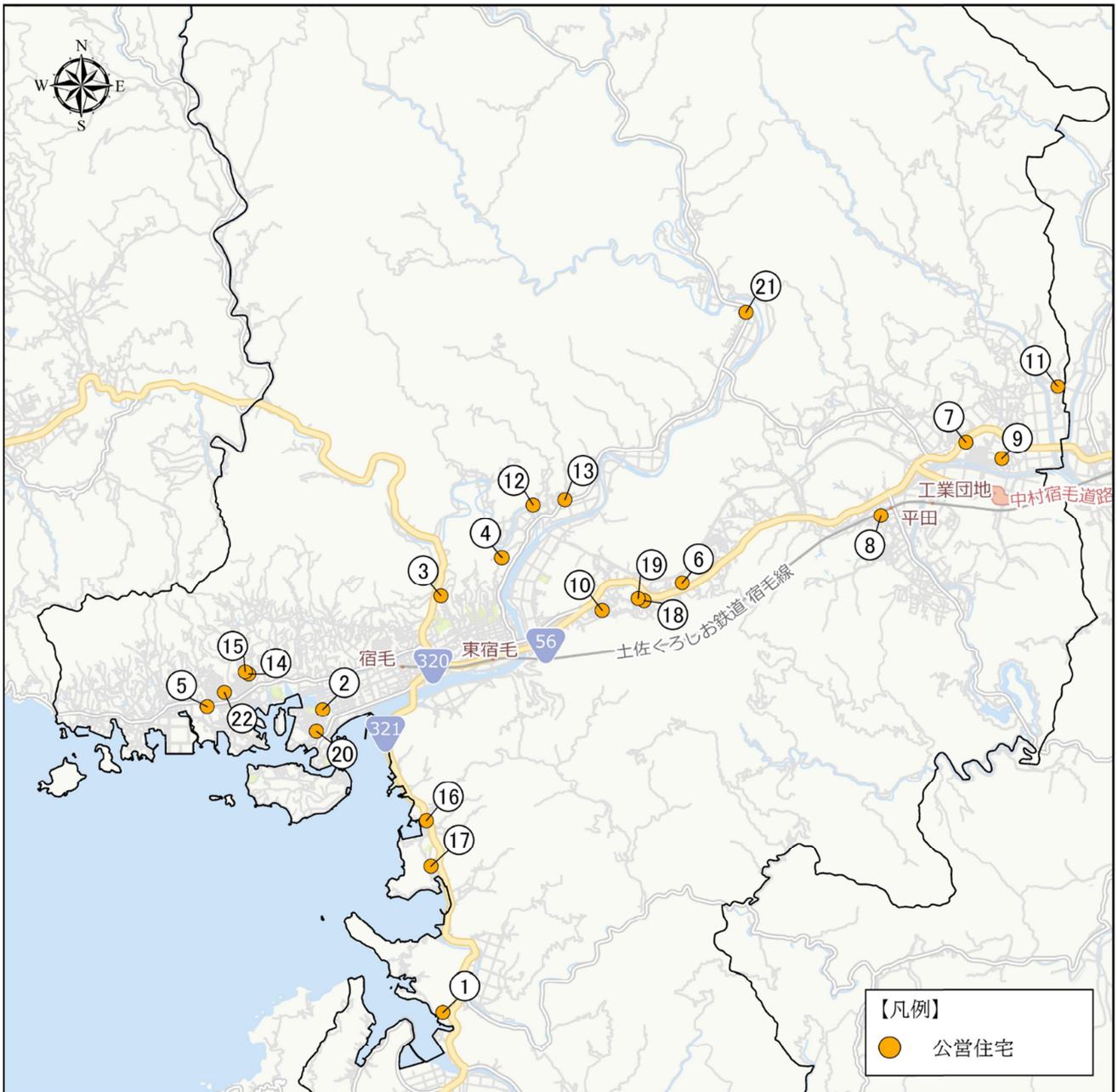
学校教育系施設（給食共同調理場）		建築年度	延床面積（㎡）	構造	耐震化
地図番号	施設名				
—	母島学校給食センター	S51	172.00	鉄筋コンクリート造	実施済
—	学校給食センター	S58・H22	846.95	鉄骨造	不要

①公営住宅等

主な施設	小筑紫北団地、片島東団地、与市明団地など全 30 施設です。
------	--------------------------------

公営住宅等の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	<p>公営住宅は耐震性に問題がある建物が多く、また津波の危険性のある住宅もあり、これらについては、優先順位を設定し、順次建て替えや用途廃止等を行っていきます。</p> <p>政策空家に指定している公営住宅の内、新田団地、萩原団地、正和第2団地は、既に空き家になっており、除却を予定しています。</p> <p>これらの公営住宅のあり方については、平成 25 年 11 月に宿毛市公営住宅等再編計画を策定しており、基本的にはこの計画に沿った、維持更新を進めていきます。</p> <p>公営住宅は、現在の入居者への影響も大きいことから、入居者との意見交換を行ないながら慎重に統廃合を進める必要があります。</p>
品質に関する基本方針	<p>「宿毛市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長寿命化や改修を実施し、居住の安定と質の向上を図ります。</p>
コストに関する基本方針	<p>「宿毛市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、ライフサイクルコストの縮減と事業費の平準化を図ります。</p>



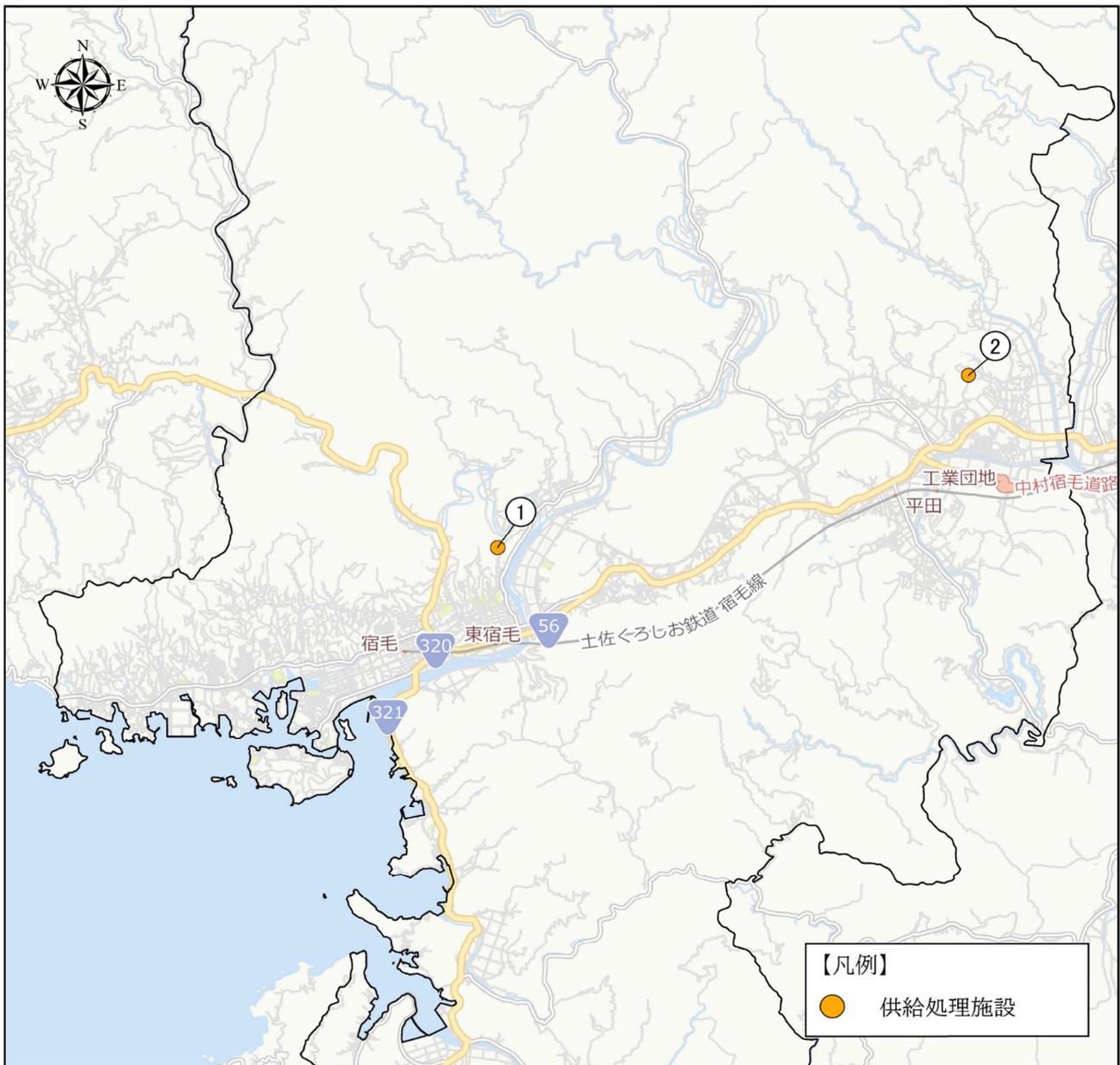
公営住宅		建築年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化
地区 番号	施設名				
1	小筑紫北団地	S44・S46	365.80	コンクリートブロック造	未実施
2	片島東団地	S41	193.08	コンクリートブロック造	未実施
3	与市明団地	S30	118.80	コンクリートブロック造	未実施
4	平井団地	S54	296.50	コンクリートブロック造	未実施
5	樺団地	S44・S45	655.60	コンクリートブロック造	未実施
6	押ノ川団地	S44	160.90	コンクリートブロック造	未実施
7	東団地	S51	268.90	コンクリートブロック造	未実施
8	師高瀬第2団地	S49・S53	554.80	鉄骨造	未実施
9	貝礎第2団地	S53	338.46	コンクリートブロック造	未実施
10	正和第2団地	S53	338.46	コンクリートブロック造	未実施
11	手代岡第2団地	S52・S53	575.66	コンクリートブロック造	未実施
12	二ノ宮団地	S46・S47・H10	1,391.70	コンクリートブロック造	未実施
13	二ノ宮第2団地	H元	402.12	木造	不要
14	西町団地	S48・S49・S52	1,307.57	コンクリートブロック造	未実施
15	西町第2団地	S53	355.80	コンクリートブロック造	未実施
16	田ノ浦団地	S49	309.96	コンクリートブロック造	未実施
17	田ノ浦第2団地	S55	635.20	コンクリートブロック造	未実施
18	小森団地	S55	982.56	コンクリートブロック造	未実施
19	小森第2団地	S60	328.80	鉄筋コンクリート造	不要
20	市営住宅片島団地	H5	85.83	木造	不要
21	市営住宅橋上団地	H15	894.10	木造	不要
22	市営西町地域振興住宅	S56	4,808.14	鉄筋コンクリート造	不要
—	手代岡小集落地区改良住宅第2団地	S52	1,316.57	コンクリートブロック造	未実施
—	貝礎小集落地区改良住宅団地	S50	3,282.40	コンクリートブロック造	未実施
—	貝礎小集落地区改良住宅第2団地	S53	1,312.96	コンクリートブロック造	未実施
—	正和小集落地区改良住宅団地	S50	2,790.04	コンクリートブロック造	未実施
—	正和小集落地区改良住宅第2団地	S53	984.72	コンクリートブロック造	未実施
—	正和小集落地区改良住宅第3団地	S55	1,148.84	コンクリートブロック造	未実施
—	正和小集落地区改良住宅第4団地	S56	164.12	コンクリートブロック造	未実施
—	手代岡小集落地区更新住宅団地	H29・H30・R元 ・R2・R3・R4	1,676.41	木造	不要

⑫供給処理施設、その他

主な施設	塵芥焼却場、環境管理センターの全 2 施設です。
------	--------------------------

供給処理施設等の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	<p>環境管理センターについては、築 28 年と比較的新しい施設であり、埋め立て処理のため今後も必要な施設であることから、予防保全的維持管理に努め、長寿命化を図ります。</p> <p>不燃物処理場については、築 35 年を超えて老朽化していますが、今後も缶プレス工場として利用していく予定であり、現有施設の維持に努めます。</p> <p>焼却場については、広域での処理に移行したために、市の松風苑焼却場は現在未使用となっており、これらの施設は除却する予定です。</p>
品質に関する基本方針	<p>維持する施設については、予防保全に基づく施設の長寿命化を最優先とします。</p>
コストに関する基本方針	<p>水道光熱費の縮減のため、省エネルギー化を図ります。</p> <p>指定管理制度等の検討により、サービスの向上と維持管理コストの縮減を図ります。</p>



供給処理施設			建築年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化
地図 番号	施設名	建物名				
1	塵芥焼却場	焼却場	S52	740.71	鉄筋鉄骨造	未実施
		管理室	S52	201.72	鉄筋コンクリート造	未実施
		処理場	S57	128.31	鉄骨造	不要
		事務所	S61	164.50	鉄骨造	不要
2	環境管理センター	管理棟	H7	151.90	鉄骨造	不要
		前処理棟	H7	203.25	鉄骨造	不要
		水処理管理棟	H7	269.58	鉄骨造	不要

(2) 上水道

安全な飲料水を提供していくため、今後とも老朽化した管路施設の更新を進めていきます。また、管路の更新の際には耐震管を使用し、耐震化を図っていきます。

簡易水道事業は、事業規模が小さいことから経営基盤が脆弱なため、上水道と一体的に運営することにより、効率的な経営体制の確立を図ります。また、中長期的視点に立った計画的な事業運営を行うため、経営戦略の策定と、それを踏まえて、アセットマネジメント（資産管理）手法を用いた投資・財政計画の策定など施設の適正維持を目指します。

(3) 下水道下水道

本市の公共下水道の整備は平成4年度から本格的に着手しているため、大規模な更新等は平成54年以降となる予定ですが、公共下水道等々の長寿命化に関する適正な施設更新を行うため、長寿命化計画の策定を行い、ライフサイクルコストの削減をライフサイクルコストの削減を目指します。

(4) 漁港漁港

現在8つある漁港については、今後ともすべて維持していく予定です。

それぞれの個別施設計画に基づき、戦略的な維持管理・更新等による施設の長寿命化やライフサイクルコストの削減を目指していきます。

(5) その他インフラその他インフラ（トンネル・公園施設）（トンネル・公園施設）

トンネルについては、現在2か所あり、このうち大道トンネルについては、近年も大規模な改修を行っており、今後とも予防保全的に維持管理に努めます。宿毛トンネルについては、通行量がないため閉鎖を検討しています。

公園施設については、都市公園施設長寿命化計画に掲載されている公園については、計画どおりに長寿命化を図ります。また、計画外の公園や遊具等についても、安全性計画どおりに長寿命化を図ります。また、計画外の公園や遊具等についても、安全性を最優先させながら、維持更新に努めます。

野球場及び雨天練習場は完成から約40年以上経過しているため、長寿命化を図りながら、大規模改修等を検討していきます。

第5章 計画の推進に向けて

公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、本計画の基本理念及び基本方針に基づく取組を着実に推進するため、全庁を挙げた推進体制の整備が不可欠です。

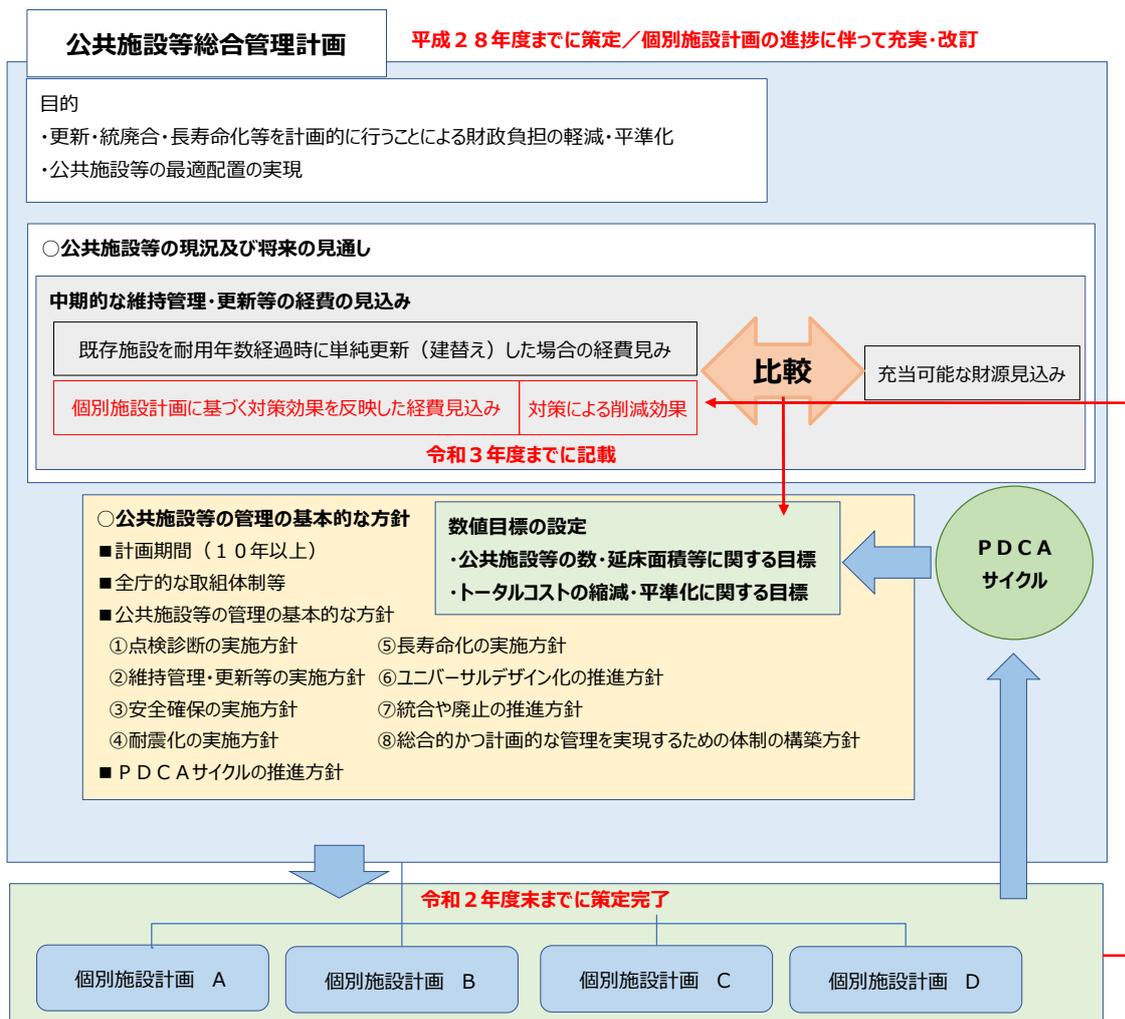
今後、全庁的に公共施設等のマネジメント業務を推進するにあたっては、職員一人ひとりが、市全体の施設の状況や将来の見通しについて十分理解し、従来の縦割りの中での施設ごとの管理状況から抜け出し、常に経営的視点を持って、全体の最適化を目指すことが必要となります。

また、総合管理計画の推進に当たっては、公共施設等を日々利用し、支えている住民との問題意識や情報の共有が不可欠です。

今後とも、公共施設等の有り方について、住民目線に立った幅広い議論を進めていくとともに、公共施設等に関する情報を積極的に開示していくこととします。

以上を踏まえ、今後、策定または改訂が進む各個別施設計画の内容を適宜反映していくことによって、国の要請でもある本計画の不断の見直しを行います。

図表 5.1 総合管理計画に係る国の要請



用語の解説

【い】

■ インフラ施設

一般的に生活や産業の基盤として整備される施設としてのインフラのうち、道路、橋りょう、上水道及び下水道のこと。なお、上水道及び下水道については、管に加えて処理施設等も含めている。

■ インフラ長寿命化基本計画

インフラの老朽化対策に関する政府全体の取組として、平成 25（2013）年 6月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、同年 11月にとりまとめられた計画のこと。今後、この計画に基づき、国、地方公共団体レベルで行動計画の策定を進めることで、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現することとされている。

■ 一般財源

地方公共団体の歳入のうち、用途が特定されず、どのような経費にも使用できるもの。地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税などの合計額。

【か】

■ 改修

対象となる建物の全体または部分の性能及び機能が物理的劣化や社会的劣化したものについて、初期の水準を超える性能及び機能を有する新しいものに取り換えること。

【け】

■ 建築物のライフサイクルコスト

『建築物のライフサイクルコスト平成 31 年版』発売日：2019/03/01、出版社：建築保全センター、ISBN：978-4-907762-49-0。

■ 減価償却

固定資産の調達費用を使用可能期間にわたって、分割して費用計上する会計処理のこと。施設、設備、機械装置、器具・備品といった時間の経過とともに価値が減少する資産のことを「減価償却資産」という。

【こ】

■ 更新

対象となる建物の全体または部分の性能及び機能を初期と同等のものに取り換えること。

【し】

■ 修繕

対象となる建築物の全体または部分の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させること。大規

模修繕とは、これを対象施設全体にわたって大規模に実施すること。

■集約化

複数の施設が持つ類似する機能を一つの施設にまとめる手法のこと。

■新耐震基準

現在の耐震基準は、昭和 56（1981）年 6月に施行されたもので、以前の耐震基準と区別するために「新耐震基準」と呼ばれている。「頻繁に起こる大きさの地震（震度 5 程度）に対しては建物構造に損害がないようにする。」「滅多に起こらないが大きな地震（震度 6 強から 7 程度）に対しては、致命的な損害を回避し人命を保護するようにする。」ことを目標としている。

【た】

■耐震基準

建築物や土木構造物の設計の際に適用される地震に耐えることができる構造の基準で、建築基準法や道路橋示方書などにより定められている。

■多機能化

一つの空間を利用時間で分けて利用することで、多方面の目的性や作用を持った状態にすること。

■建替え

寿命を迎えた建物を解体し、利用者の要求水準に合わせて建て替えること。

【ち】

■長寿命化

従来に対症療法型から、「損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う」予防保全型へ転換を図り、公共施設等の定期的な施設点検を実施し、損傷が拡大する前に適切な処置を行うことで、構造・設備・機能などの耐久性を高め、公共施設等をできるだけ長く利用する手法のこと。

【の】

■延床面積

建物各階の床面積を合計した面積のこと。吹抜け部分、バルコニーの先端から 2m までの部分、庇、ピロティ、ポーチなどは床面積には含まれない、といった特例があり、単純に合計した面積ではない場合もある。

【ふ】

■複合化

複数の施設及び機能を一つの建物に統合・並置する手法のこと。

【ま】

■ マネジメント

ある目標に対して、様々な資源・資産・リスクを管理し、効果を最大化する手法のこと。その内容には、評価・分析・選択・改善・回避・統合・計画・調整・指揮・統制・組織化などの様々な要素を含んでいる。

【ゆ】

■ 有形固定資産減価償却率

有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算したもの。このことにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる

【よ】

■ 予防保全

設備、施設等が故障してから修理修繕を行うのではなく、あらかじめ定められた計画的な検査・試験・再調整により、故障を防止し、劣化を抑え、故障率を下げるための方法をいう。

【ら】

■ ライフサイクルコスト（LCC）

建物のライフサイクル全体にわたって発生する費用のこと。建設費から、点検・保守などの維持管理費用、更新費用、解体処分費まで含んでいる。

【り】

■ リスク

不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性。

【P】

■ PDCA サイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4つの頭文字を取ったものであり、業務を継続的に改善していく手法のひとつ。最後の Act の実施を受け、次の PDCA サイクルの Plan に繋げることで、継続的に業務改善を実施していく。